

令和 6 年 第 1 回

太子町議会定例会会議録

開会 令和 6 年 3 月 1 日

閉会 令和 6 年 3 月 22 日

太 子 町 議 会

令和6年 第1回太子町議会定例会会議録目次

第1日（3月1日）

開会宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定の件	4
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪南消防組合議会）	5
報告第1号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の 件（町長提出議案）	10
議案第1号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約 の変更に関する協議について（町長提出議案）	11
議案第2号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）	12
議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）	12
議案第4号 太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（町長提 出議案）	12
議案第5号 太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定 の件（町長提出議案）	12
議案第6号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）（町長提出議 案）	14
議案第7号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （町長提出議案）	14
議案第8号 令和6年度太子町一般会計予算（町長提出議案）	15
議案第9号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）	15
議案第10号 令和6年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）	15
議案第11号 令和6年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）	15
議案第12号 令和6年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）	15
議案第13号 令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議 案）	15
議案第14号 令和6年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）	15
請願第1号 高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創	

設に関する請願	19
散 会	20

第2日（3月19日）

開 議	23
一般質問	23
散 会	74

第3日（3月22日）

開 議	80
議案第1号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約 の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第2号 太子町手数料徴収条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	80
議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第4号 太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）	80
議案第5号 太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定 の件（総務まちづくり常任委員長報告）	80
議案第6号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）（予算常任委員長報告）	80
議案第7号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （福祉文教常任委員長報告）	80
議案第8号 令和6年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）	80
議案第9号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第10号 令和6年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）	80
議案第11号 令和6年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）	80

議案第12号	令和6年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第13号	令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第14号	令和6年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）	80
請願第1号	高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願（福祉文教常任委員長報告）	80
議案第15号	太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	100
議案第16号	令和5年度太子町一般会計補正予算（第13号）（町長提出議案）	103
議員提出議案第1号	太子町議会政務活動費の交付に関する条例中改正の件（議員提出議案）	105
閉会中の継続審査の申し出について		106
閉 会		109

【 第 1 日 】

令和6年 第1回太子町議会定例会会議録

令和6年3月1日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	8番	辻 本 馨 君
4番	藤 井 千 代 美 君	9番	中 村 直 幸 君
5番	森 田 忠 彦 君	10番	山 田 強 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	税 務 課 長	田 中 信 幸 君
副 町 長	齋 藤 健 吾 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	鳥 取 勝 憲 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	小 路 展 裕 君
まちづくり推進部長	村 上 正 規 君	環境農林課長	木 下 明 紀 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	川久保 みのり 君
教 育 次 長	池 田 貴 則 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	西 本 武 史 君	いきいき健康課長	堀 内 孝 茂 君
企画担当課長	小 泉 大 吾 君	保険医療課長	松 岡 健 一 君
総務財政課長	小 南 考 弘 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	奥 埜 哲 生 君	生涯学習課長	東 條 信 也 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君		

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第 1 号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪南消防組合議会）
- 日程第 4 報告第 1 号 令和 5 年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第 5 議案第 1 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第 6 議案第 2 号 太子町手数料徴収条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第 7 議案第 3 号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第 8 議案第 4 号 太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第 9 議案第 5 号 太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第 6 号 令和 5 年度太子町一般会計補正予算（第12号）（町長提出議案）
- 日程第11 議案第 7 号 令和 5 年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（町長提出議案）
- 日程第12 議案第 8 号 令和 6 年度太子町一般会計予算（町長提出議案）
- 日程第13 議案第 9 号 令和 6 年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第14 議案第10号 令和 6 年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第15 議案第11号 令和 6 年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第16 議案第12号 令和 6 年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第17 議案第13号 令和 6 年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第18 議案第14号 令和 6 年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）
- 日程第19 請願第 1 号 高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願

○議長（山田 強君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。

皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

令和6年能登半島地震により犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災されました皆様、ご家族、ご関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、被災者の救援と被災者の復興支援のために、ご尽力されている方々に深く敬意を表します。被災地域の皆様の一日も早い復興をお祈り申し上げます。そして、本町から被災地への応援要請で現地対応されました職員におきましては、心よりお礼申し上げるとともに、所属先の部課長におかれましては、改めてねぎらいの言葉をかけていただきますようお願い申し上げます。これから参加される職員につきましても、引き続き対応のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和6年第1回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、初めに、改めて、元日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。本町からは、延べ3名の職員を石川県輪島市内の避難所運営業務へ派遣し、支援活動を行ってまいりましたが、電気、ガス、水道、道路など社会的インフラの多くが被災しており、復旧には相当な時間がかかるとともに、長期にわたる支援が必要な状況であるとの報告を受けております。本町といたしましては、被災地の一日も早い復興を心より願うとともに、今後もできる限りの支援を継続してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、報告といたしまして、令和5年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件の1件、事件案といたしまして、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての1件、条例案といたしまして、太子町手数料徴収条例中改正の件ほか3件、予算案といたしまして、補正予算案で、令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）

ほか1件、当初予算案といたしまして、令和6年度太子町一般会計予算ほか6件の、以上合わせまして15件でございます。

なお、令和6年度当初予算案の編成に当たっては、4月に町長選挙が執行されることから、骨格予算といたしまして、義務的経費の人件費、扶助費等につきましては、年間所要額を計上し、また、政策的経費につきましては、金剛バスの路線廃止後の4市町村コミュニティバス及び太子町コミュニティバスの運行に係る地域公共交通事業、学校園の給食費無償化に係る学校園給食費保護者負担金補助事業、本庁舎及びイベント広場並びに、竹内街道歴史資料館の老朽化対策に係る改修工事など継続中の事業や、行政運営上早期に予算措置を必要とするものに係る事業費を計上し、住民生活の円滑な事業運営に支障が生じないよう留意したところでございます。

また、各議案の内容につきましては、改めて説明をさせていただきますので、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和6年第1回太子町議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長(山田 強君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番、斧田議員、2番、建石議員を指名いたします。

○議長(山田 強君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、2月22日に開催されました議会運営委員会で検討いただいた結果、会期は本日3月1日から22日までの22日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(山田 強君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの22日間と決定いたしました。

なお定例会の運営ですが、配布しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案及び請願を上程いたしまして、質疑の後、それぞれ常任委員会へ付託させていただきたいと思います。ただし、日程第4、報告第1号につきましては、本日全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、5日と11日に総務まちづくり常任委員会を、5日と12日に福祉文教常任委員会を、6日と7日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお審議が残りましたら、14日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案がございましたら、14日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

19日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは4日の正午までとさせていただきます。22日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定です。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪南消防組合議会の報告の3件を予定しております。また、本定例会までに受理いたしました陳情要望等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田 強君） 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本議員。

○8番（辻本 馨君） 令和6年2月7日第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容をご報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、事前に開催されました委員会の内容として、委員の交代や提出議案の取扱いなどの報告があり、その後、事務局から第1清掃工場基幹的設備改良工事の進捗の報告や、石川県能登半島地震における災害廃棄物処理の申入れが、現時点ではないことなどの説明がありました。

続きまして、本会議では、以下の提出議案が審議されました。順に申し上げますと、

1、報告第1号、組合議会議員の異動については、河内長野市から西田よしのぶ議員が組合議会議員に就任された旨の報告がありました。

2、承認第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和5年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、組合の一般職給料表における給料水準の引上げ及び期末勤勉手当支給月数0.1か月分引き上げる改定について、富田林市に準じて、令和5年12月27日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

3、承認第2号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の所要の措置を行うため、歳入歳出それぞれ100万9千円を追加し、総額を57億7千316万6千円とする補正予算について、令和5年12月27日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

4、議案第1号、南河内環境事業組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、富田林市の道路占用料条例の改正に伴い、その一部を準用している組合の本条例についても、電柱、看板、ガスパイプ、水道管、その他これらに類するものに使用させる場合の使用料単価等について、本年4月1日から改定するもので、原案のとおり可決されました。

なお、組合におきましては、電柱に係る支線2本、及び、第1電柱2本の使用料単価が改定され、年間260円の収入増とされております。

5、議案第2号、令和5年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、令和5年度末、退職者1名分の退職手当の補正及び第1清掃工場基幹的設備改良事業に伴う関係市町村のごみ搬送計画の見直しによる焼却灰の運搬処理処分業務に係る第1清掃工場、第2清掃工場の経費の過不足を補正するもので、歳入歳出それぞれ399万4千円を追加し、予算の総額を57億7千716万円とするもので、原案のとおり可決されました。

6、議案第3号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を53億745万1千円と定めるもので、原案のとおり可決されました。予算の概要としては、歳入では、分担金及び負担金が21億5千608万9千円で、前年度比5千380万2千円の減。使用料及び手数料は8千286万3千円、国庫支出金は10億8

千 5 3 9 万 2 千 円。財産収入は 4 2 5 万 5 千 円。繰入金は 4 億 6 千 8 6 万 9 千 円、繰越金は 9 千 7 0 0 万 円。諸収入は 1 8 万 3 千 円、組合費は 1 4 億 2 千 8 0 万 円。

次に、歳出では、議会費は 3 7 3 万 5 千 円、総務費は 7 千 2 8 5 万 3 千 円。衛生費は 4 7 億 2 千 2 7 7 万 9 千 円で、うち、ごみ処理費が 4 4 億 3 千 2 2 万 4 千 円、し尿処理費が 2 億 9 千 2 5 5 万 5 千 円。公債費は、元金、利子合わせまして、4 億 9 千 3 0 8 万 4 千 円。最後に予備費は 1 千 5 0 0 万 円。以上が令和 6 年度予算の概要でございます。

7、監査報告第 1 号、例月出納検査の結果報告については、令和 5 年 1 0 月から 1 2 月分の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことです。

以上、簡単ではございますが、令和 6 年度第 1 回南河内環境事業組合議会定例会のご報告とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 次に、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

西田議員。

○3 番（西田いく子君） おはようございます。

去る 2 月 9 日午後 1 時 3 0 分から大阪南消防組合 4 階屋内訓練場で開催された令和 6 年第 1 回大阪南消防組合議会定例会の報告をいたします。

議会日程は 3 9 件、追加日程 1 件で、提案内容については、報告案件 1 件、議案 2 9 件、議員提出案件 3 件の計 3 3 案件提出されました。

日程第 1、選挙第 1 号、議長選挙については、羽曳野市選出の笠原由美子議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名については、1 番、草尾勝司議員、2 番、丹羽実議員を指名されました。

次に、日程第 3、会期の決定の議題については、会期を 1 日間と決定されました。

次に、日程第 4、選挙第 2 号、副議長選挙については、富田林市選出の尾崎哲哉議員が全会一致で当選されました。

次に、日程第 5、議員提出議案第 1 号から日程第 7、議員提出議案第 3 号までを一括して議題とされ、それぞれ全会一致で可決されました。内容は新たに大阪南消防組合として議会運営を行うため必要となる内容で、日程第 5、議員提出議案第 1 号、大阪南消防組合議会会議規則の全部改正について、日程第 6、議員提出議案第 2 号、大阪南消防組合議会運営委員会条例の制定について、日程第 7、議員提出議案第 3 号、大阪南消防組合議会傍聴規則の制定についての 3 件です。

次に、日程第 8、選任第 1 号、議会運営委員会委員の選任については、富田林市選出の西川宏議員、河内長野市選出の丹羽実議員、柏原市選出の奥山渉議員、羽曳野市選出の笹井喜世子議員、藤井寺市選出の畑謙太郎議員、太子町選出の私、西田いく子、河南町選出の浅岡正広議員、千早赤阪村選出の千福清英議員がそれぞれ選任されました。その後、会議を暫時休憩。その間に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。再開の後、議長から、委員長に柏原市選出の奥山議員、副委員長に藤井寺市選出の畑議員が互選されたことの報告がありました。

次に、日程第 9、報告第 1 号、専決処分報告、職員の給与に関する条例の一部改正について、専決処分したことによる理事者側からの報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第 10、議案第 1 号、財産の取得について、消防広域化により必要となる、電話交換システム増設事業一式の取得について、理事者側から説明があり、河内長野市選出の丹羽議員から質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第 11、議案第 2 号、消防功労者表彰の推薦について、理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第 12、議案第 3 号、大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて、河内長野市選出の三島克則議員を選任することについて、理事者側から説明があり、本人を除く全会一致で同意されました。

次に、日程第 13、議案第 4 号から日程第 36、議案第 27 号までを一括して議題とし、理事者側から説明がありました。内容としては、令和 6 年 4 月 1 日からの広域化運用開始のための条例改正が主なもので、私、西田と羽曳野市選出の笹井議員から質疑の後、それぞれ全会一致で可決されました。可決された条例は、議案第 4 号、大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第 5 号、職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 6 号、大阪南消防組合の職員定数条例の一部改正について、議案第 7 号、大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、議案第 8 号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第 9 号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について、議案第 10 号、職員の退職手当に関する条例の一部改正について、議案第 11 号、職員の旅費に関する条例の一部改正について、議案第 12 号、職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第 13 号、消防職員賞じゅつ金支給条例の一部改正について、議案第 14

号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第15号、監査委員に関する条例の一部改正について、議案第16号、大阪南消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正について、議案第17号、職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正について、議案第18号、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について、議案第19号、大阪南消防組合手数料条例の一部改正について、議案第20号、大阪消防組合行政手続条例の一部改正について、議案第21号、大阪南消防組合情報公開条例の一部改正について、議案第22号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第23号、大阪南消防組合行政財産使用料条例の一部改正について、議案第24号、大阪南消防組合行政不服審査会条例の一部改正について、議案第25号、大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について、議案第26号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、議案第27号、大阪南消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正についての24件です。

次に、日程第37、議案第28号、令和5年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第3号）について、理事者側から説明があり、羽曳野市選出の笹井議員から質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第38、議案第29号、令和6年度大阪南消防組合一般会計予算について、理事者側から説明があり、私、西田と羽曳野市選出の笹井議員から質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第39、一般質問について、河内長野市選出の丹羽議員、私、西田、羽曳野市選出の笹井議員の3名からそれぞれ質疑がありました。丹羽議員からは、1、分担金について、2、消防職員の給与体系について、3、広域消防組合について、4、消防の広域化の目的についての質問が、笹井議員からは、大阪南消防組合の新体制についての質問がありました。私、西田からは、大阪南消防組合の職員定数について、定数が556人と条例にあるが、定数が適切なのか、定数を満たしているのか、質問をいたしました。現在541人なので、定数は超えていない。広域化の効果により、日勤業務をスリム化し、現場対応職員を増員することが可能となったので、これまで以上の消防力が期待できる。職員の適材適所を検討していかなければならないとの答弁がありました。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続審査の申入れについての日程の追加があり、全会一致で決定されました。

その後、令和6年第1回大阪南消防組合議会定例会を閉会いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（山田 強君） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（山田 強君） 日程第4、報告第1号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第1号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、個人住民税均等割のみの課税世帯への給付並びに住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への子ども加算給付に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ4千749万1千円を追加し、総額を69億3千108万7千円とするものでございます。

第2条繰越明許費でございます。4頁でございます。物価高騰対応重点支援事業に係る経費については、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措置してございます。

続きまして、10頁、11頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額4千749万1千円の増額は、事業別区分9、物価高騰対応重点支援事業で、10節需用費6万円は、消耗品費、11節役務費13万8千円は、郵便料8万7千円、口座振替手数料5万1千円でございます。

次に、12節委託料329万3千円は、電算機器のプログラム変更に係る委託料、18節負担金補助及び交付金4千400万円は、個人住民税均等割のみの課税世帯や子ども加算給付等に対する給付金でございます。

続きまして、歳入でございます。8頁、9頁に戻っていただきまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額4千749万1千円は、1節総務管理費補助金で、個人住民税均等割のみの課税世帯や、子ども加算給付等に対する給

付金の事業費及び事務費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年1月16日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第1号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、令和5年度太子町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

○議長（山田 強君） 日程第5、議案第1号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第1号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本改正は、介護認定審査会を共同設置する3町村で締結しておる基本協定において、執務場所等を2年ごとの輪番と規定していることから、本年4月1日より介護認定審査会の執務場所が、千早赤阪村から河南町に変更されることに伴い、地方自治法第252条の7、第3項の規定において準用する同法第252条の2の2、第3項により、規約の変更を行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第1号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第6、議案第2号から日程第9、議案第5号まで、これら4件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第2号、太子町手数料徴収条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、宅地造成等規制法の一部が改正され、所管が大阪府となること、また、介護保険法施行規則の一部が改正され、令和6年4月1日より施行されることに伴い、本町の太子町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容でございますが、宅地造成等規制法の法律名及び内容が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法となり、南河内広域事務室で共同処理しておりました事務が、令和6年4月1日の運用開始から大阪府所管となること

に伴い、当該事務の手数料に関する条文を削除し、また、指定居宅介護支援事業者の指定等の申請と指定介護予防支援事業者の指定等の申請を同時に行うことが可能になることに伴い、審査手数料を新たに設けるものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、令和6年度から令和8年度までの太子町高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定に伴う、保険料率等の改定等を行うものでございます。

改正の内容でございますが、令和6年度から令和8年度までの介護保険料基準額を年額7万6千560円とし、令和3年度から令和5年度までの基準額より、1千200円の減額といたします。また、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正による、第1号被保険者の保険料設定における標準段階の多段階化、高所得者の標準料率の引上げ及び低所得者の標準料率の引下げ等を踏まえ、本条例においても多段階化、及び保険料の見直しを行うものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第4号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方自治法の一部が改正されたことにより、引用する条項にずれが生じたため、所要の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行するものであります。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第5号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本条例は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律が令和5年5月26日に施行され、宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が改正され、盛土などの規制について、土地の用途にかかわらず、盛土規制法により全国一律で包括的に規制することになったため、本条例を廃止するものです。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第2号、太子町手数料徴収条例中改正の件、議案第4号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件、及び議案第5号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第10、議案第6号から日程第11、議案第7号まで、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第6号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ130万9千円を追加し、総額を69億3千239万6千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、保育所入所委託費及び障がい児通所等給付費の増額や、公共施設整備基金への積立てに要する経費などを増額するとともに、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴う減額をしてございます。

一方、歳入につきましては、歳出増加に伴う財源措置を行い、事業費等の精査に伴う国庫支出金繰入金及び町債等の精査を併せて行うとともに、財政調整基金繰入金で財源調整をしてございます。

なお、地域公共交通事業、戸籍住民登録事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び山田小学校南校舎トイレ改修事業に係る経費については、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措置してございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第7号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ2千853万4千円を追加し、総額を2億7千954万4千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では、保険料収納額の増加に伴い、収納した保険料を広域連合に納付する広域連合納付金を増額いたしております。

一方、歳入につきましては、団塊世代の後期高齢者への移行による被保険者数の増加に伴い、保険料の増額を行っております。

以上のとおり、本補正予算案を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第6号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）は、予算常任委員会に付託いたします。

議案第7号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第12、議案第8号から日程第18、議案第14号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第8号、令和6年度太子町一般会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和6年度の予算は、第5次総合計画に掲げた、人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち太子の基本理念をもとに編成しております。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ65億8千808万2千円で、前年度比5億8千5

12万円、9.7%の増となっております。

歳入につきましては、予算編成の柱となります町税で、個人住民税等の増により、前年度比1千304万円増の13億9千436万円を計上してございます。また、地方交付税につきましては、地方財政計画や過去の交付額実績等を勘案し、前年度比7千万円増の19億円を計上してございます。

歳出につきましては、義務的経費を中心に計上しておりますが、前年度からの継続事業である地域公共交通事業、調査及び歴史資料館の老朽化に伴う改修事業などにつきましては、本予算に計上してございます。

以上のとおり、本予算案を議会に提案する次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第9号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5千339万8千円で、前年度に比べ1千280万7千円、0.9%の減となっております。

まず、歳入でございますが、令和6年度から大阪府内では保険料率が統一されることなどに伴い、保険料を前年度に比べ1千464万5千円増の3億2千124万円を計上しているほか、府支出金では、保険給付費の減に伴う保険給付費等交付金の減少などにより、839万7千円減の10億2千135万円を計上いたしております。また、繰入金では、保険料の上昇を緩和するための財源としての財政調整基金繰入金の減に伴い、前年度に比べ1千898万円減の1億1千48万9千円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、総務費では、滞納管理システムの年間保守委託料の増などにより、前年度に比べ109万9千円増の1千143万2千円を計上しているほか、被保険者数の減少から、大阪府に納付する国保事業費納付金では、前年度に比べ1千43万6千円減の4億2千268万3千円を計上いたしております。また、保険給付費につきましては、1人当たり医療費の増加を見込んでいるものの、被保険者の減少の影響が大きく、前年度と比較して、292万4千円減の9億6千296万3千円を計上しているほか、保健事業費では、特定健診や特定保健指導、人間ドックの助成経費などとして、2千428万3千円を計上いたしております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案する次第であります。何とぞよろしくご審議

の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第10号、令和6年度太子町山田財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ618万8千円で、前年度比33.4%の増となっております。

歳入につきましては、下請料及びN T T用地賃貸料等の財産収入などを計上しております。また、歳出につきましては、財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案する次第でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第11号、令和6年度太子町春日財産区特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ128万5千円で、前年度比32.6%の増となっております。歳入につきましては、基金利子や財産貸付収入、及び、基金繰入金などを計上してございます。また、歳出につきましては、財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第12号、令和6年度太子町介護保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3千155万4千円で、前年度に比べ5千320万9千円、3.9%の増となっております。

まず、歳入につきましては、保険料及び負担金並びに交付金等を、介護給付費等に伴うそれぞれの負担割合により計上いたしております。

歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、介護サービスの利用増加等により、前年度に比べ4.5%の13億3千895万3千円を計上いたしております。また、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業、包括的支援事業などの地域支援事業費は5千663万8千円を計上いたしております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案するものであります。何とぞよろしくご審議

の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9千710万6千円で、前年度に比べ4千609万6千円、18.4%の増となっております。

まず、歳入でございますが、団塊世代の後期高齢者への移行に伴い、保険料を前年度に比べ3千701万6千円増の2億3千633万2千円を計上しているほか、一般会計からの繰入金などを計上いたしております。

一方、歳出におきましては、保険料の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金を4千560万2千円増の2億9千195万9千円を計上しているほか、保険料の収納に係る事務費等を計上いたしております。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 議案第14号、令和6年度太子町下水道事業会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の内容でございますが、まず、収益的収支につきましては、収入で3億4千25万5千円、主なものとしまして、下水道使用料、補助金などを計上しております。支出で3億4千553万7千円、主なものとしまして、人件費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、企業債支払利息などを計上しております。

次に、資本的収支でございますが、収入で1億4千380万1千円、主なものとしまして、企業債、他会計出資金、国庫補助金などを計上しております。支出で2億2千358万8千円、建設改良費と企業債元利償還金などを計上しております。

なお、資本的収支で不足する額は、当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第 8 号、令和 6 年度太子町一般会計予算は予算常任委員会に付託いたします。

議案第 9 号、令和 6 年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第 12 号、令和 6 年度太子町介護保険特別会計予算、及び議案第 13 号、令和 6 年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

議案第 10 号、令和 6 年度太子町山田財産区特別会計予算、議案第 11 号、令和 6 年度太子町春日財産区特別会計予算、及び議案第 14 号、令和 6 年度太子町下水道事業会計予算は、総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

○議長（山田 強君） 日程第 19、請願第 1 号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願、これを議題といたします。

請願の紹介議員に説明を求めます。

西田議員。

○3 番（西田いく子君） 請願第 1 号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願について、ご説明いたします。全日本年金者組合太子河南支部書記長の高谷一二三氏から請願を受けております。その紹介議員として説明をさせていただきます。説明は、請願趣旨に沿ってさせていただきます。

太子町議会では、令和 3 年、2021 年 6 月議会で、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的支援を求める意見書を全会一致で可決しておられます。富田林市議会では、令和 2 年の 12 月議会で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願が全会一致で可決され、今年の 6 月から難聴高齢者に対する補聴器購入助成が実現し、市の定める要件に該当する難聴の高齢者に対し、左右いずれかの耳に装用する補聴器本体 1 台分の購入に係る費用を助成する上限 2 万 5 千円、予算 125 万円になりました。

近隣市の動向を見据えながら、高齢になっても、生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるため、太子町独自の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めていますよう要望します。

以上説明とし、提案するものであります。何とぞご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（山田 強君） ただいま、請願について説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

請願第1号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に関する公的補助制度の創設に関する請願は、福祉文教常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。よって会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。本日はご苦労さまでした。

（午前10時28分 散会）

【第 2 日】

令和6年 第1回太子町議会定例会会議録

令和6年3月19日（火） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	8番	辻 本 馨 君
4番	藤 井 千 代 美 君	9番	中 村 直 幸 君
5番	森 田 忠 彦 君	10番	山 田 強 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	税 務 課 長	田 中 信 幸 君
副 町 長	齋 藤 健 吾 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	鳥 取 勝 憲 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	小 路 展 裕 君
まちづくり推進部長	村 上 正 規 君	環境農林課長	木 下 明 紀 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	川久保 みのり 君
教 育 次 長	池 田 貴 則 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	西 本 武 史 君	いきいき健康課長	堀 内 孝 茂 君
企画担当課長	小 泉 大 吾 君	保険医療課長	松 岡 健 一 君
総務財政課長	小 南 考 弘 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	奥 埜 哲 生 君	学務指導担当課長	矢 野 敦 則 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	東 條 信 也 君

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第２号

日程第１ 一般質問

- ・ 大阪・関西万博への参画について……………建石良明君
- ・ 太子町の教育について……………斧田秀明君
- ・ 認知症を発症しても安心して暮らせる社会づくりについて…………辻本博之君
- ・ 保育環境の充実を……………藤井千代美君
- ・ ヤングケアラーの実態調査を……………〃
- ・ 組織体制の改革は成功したと考えるのか…………西田いく子君
- ・ 「公共交通」は住民の声を聴け……………〃
- ・ 災害支援にジェンダー視点を……………〃
- ・ 働きやすい職場環境……………辻本 馨君
- ・ 土地利用について……………〃
- ・ 太子町の将来について……………〃

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山田 強君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、6名の議員より通告を受けております。

それでは、順次通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず1番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

[2番 建石良明君 登壇]

○2番(建石良明君) おはようございます。大阪維新の会、建石良明でございます。

質問に入ります前に、本年1月1日に発生しました能登半島の地震災害に遭われました方々に、心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早く早期に復旧・復興されることをお祈りいたします。

それでは、通告に基づきまして質問いたします。

今回の質問は、大阪・関西万博への参画について、1、機運醸成に向けた町の取組と催事参加について、2、若い世代の参加について質問をいたします。大阪・関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、人類共通の課題解決、SDGsの達成に向けて国家プロジェクトとして開催されます。今回、大阪・関西万博への参画をテーマにして、まず、万博の機運醸成に向けた町の取組とイベント・催事参加の状況について伺います。

大阪・関西万博の開催まで、あと1年に迫りました。昨年11月には入場券の販売も始まり、ついにカウントダウンに入った感があります。これまでの間、国や大阪府、市

町村、経済界を挙げて機運醸成、PR活動が行われたこともあり、民間の世論調査によれば、全国における万博の認知度は89.6%に達しています。入場券販売も売行きが伸びている状況で、2月中旬の時点で約60万枚に達しているとのこと。他方で、世論調査によると、万博に対する関心度は京阪神地域でも40.1%、会場への来場意向も39.3%にとどまるなど、まだまだ更なる機運を高めていく必要があります。大阪・関西万博は来年4月13日から10月13日の半年間開催されますが、開催期間中には、国内外から多くの来訪者が大阪を訪れ、会場への来訪者だけでも約2千820万人に達すると予想されています。太子町にとっても、万博の巨大なインパクトを活かして、町の魅力をPRできる絶好の機会になるものと考えられます。このため、万博の成功に向け、ますます機運醸成に取り組んでいく必要があると考えますが、これまで、町としてどのような機運醸成の取組を行ってきたのか、お聞きいたします。

また、大阪・関西万博の開催期間中には、様々なイベント・催事が行われると聞いております。イベント・催事などに、町民が主人公となって主体的に参加、体験することを通じて、より効果的な魅力発信につながるものとともに、万博で得た経験や思い出を次世代に継承するレガシーとすることも期待できると考えています。

そこで、万博の開催期間のイベント・催事参加について、現時点でどのように考えておられるのか、検討状況を伺います。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） おはようございます。

私のほうからご答弁をさせていただきます。ご指摘のとおり、2025年の大阪・関西万博は、本町が有する歴史・文化資源や魅力あふれる特産品などを国内外に広く発信する好機と捉えております。

万博に向けた機運醸成については、大阪府の協力要請に応え、これまでに公用車への特別仕様ナンバープレートの取付け、原動機付自転車の特別仕様ナンバープレートの交付、万博デザインマンホールの設置、町職員のオリジナル名刺の作成に加え、11月のふれあいT A I S H Iにおけるエコバッグなどのノベルティグッズの作成・配布、ステージイベントや子ども向けワークショップの開催など、積極的に取り組んできたところでございます。

万博開幕まであと400日を切りましたが、今後も各種イベントや広報事業を通じて、万博の成功に向けた機運醸成を推進してまいります。また、万博開催期間中の催事への

市町村の参画につきましては、府や市長会、町村長会が中心となり、催事参加委員会を立ち上げ、オール大阪で推進体制が検討されているところでございます。

開催期間中は地元の産業、サービス、観光などの魅力を世界に発信するため、大阪ウィークと題し、様々な催事プログラムが展開されます。大阪ウィークは、祭りをキーワードに会期中の春の5月、夏の7月、8月、秋の9月の3期にわたり、各期10日程度、大阪の観光や技術、産業、食文化などを来場者に体験してもらう大阪43市町村の祭典、だんじりややぐら大集合など、大阪ならではのプログラムが予定されております。

本町といたしましては、住民の皆さんと一体となって積極的に万博に参加していけるよう、今後、具体的なコンテンツについて大阪府との調整を進めてまいります。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ただいまの答弁では、万博開催期間中に大阪ウィークと題されたイベントが3期にわたり開催されるとのことでした。太子町としても、引き続き万博の機運醸成に積極的に取り組んでいくとともに、大阪ウィークなどのチャンスを通じ、町の魅力発信ができるよう今後1年をかけてしっかり準備を進めていただくことを要望しておきます。

さて、大阪・関西万博では、冒頭でも申し上げましたように「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、会場を未来社会の実験場に見立てAIや自動運転、空飛ぶ車など、最先端の技術が一堂に会すると聞いています。万博会場で未来社会を形づくるかもしれない革新的な技術・サービスをじかに体験できるまたとない機会となります。このため、大阪府では次世代を担う4歳以上の大阪の子どもたちを対象に、入場料1回分を府が費用負担し、子どもたちを無料招待する事業を検討していると聞いています。

私は、大阪・関西万博では、現役世代や高齢者はもちろんですが、とりわけ将来を担う子どもたちにとって、万博を通じて大きな夢と希望を育む機会とすることが大切ではないかと考えます。このため、太子町としても大阪府と連携し、子どもたちへの参加について支援を行っていくべきと考えますが、子どもたちの無料招待について町としてどのように考えているのか、町長のお考えを伺います。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 「いのち輝く未来社会のデザイン」をメインテーマに、大阪で5年ぶりに開催される国際博覧会である大阪・関西万博は、「ピープルズ リビング ラボ（未来社会の実験場）」というコンセプトが示すように、持続可能な社会の実現に

向け、日本全国の自治体、企業や団体個人、更には世界中の多様なプレーヤーと、自動運転や空飛ぶ車など近未来社会を基礎づける革新的な技術やサービスが結集し、未来に向けた新しい価値の創出に向け、イノベーションを起こすきっかけを目指す、これまでにない新しい博覧会です。特に、将来を担う子どもたちにとっては、こうした最新技術に触れることで、夢と希望を育む絶好の機会となるものと考えております。

私自身、前回、大阪で開催された万博当時、ちょうど10歳でありまして、新しい技術を目の当たりにし、わくわくしたことを鮮明に覚えております。現在、大阪府における子ども無料招待事業においては、府内の小中高に在学中の児童生徒を対象に、学校行事としての無料招待が検討され、4歳から5歳児や府内の学校に在学しない児童生徒には、各家庭からの申請に基づき入場券が配布されることとされております。

本町においても、こうした大阪府の事業の枠組みを活用することで、本町の負担を軽減しつつ、2回目の無料招待など、本町独自の事業を実施してまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 建石議員。

○2番（建石良明君） ありがとうございます。今、町長から万博の子ども無料招待について、大阪府の事業と連動させることで、負担を軽減しながら太子町としても独自の支援策を行っているとの答弁をいただきました。

今、町長の答弁の中にもありましたように、EXPO'70、1970年の大阪万博の大きな目玉といいますか柱としては、アメリカ館における月の石だったと覚えております。万博は、来場者に夢を見せる国際的なイベントです。2025年大阪・関西万博の地元館、大阪ヘルスケアパビリオンは、医療・健康が柱であります。展示の目玉として期待される人工多能性幹細胞、iPS細胞から分化させた心臓の筋肉、心筋細胞や数十万個の心筋細胞を集め、厚さ0.1ミリメートルに加工した心筋シートを使って造形し、実際に拍動させる、生きる心臓モデルを製作されています。iPS細胞はご存じのとおり、山中伸弥教授が2012年にノーベル生理学・医学賞を受賞し、有名になりました。その技術が進化し、再生医療技術の結晶といえる心筋シートをこの万博で展示され、このような技術の可能性を国内外から集まる来場者に知ってもらうチャンスであり、心臓モデルをできるだけリアルな形で展示し驚かせたいと大阪館関係者は意気込んでおられます。

大阪・関西万博は、実に55年ぶりに大阪で開催される国際博覧会です。会場建設や

費用負担の問題などの意見も一部には見られますが、万博の持つ魅力や多方面に及ぶ影響力を考えれば、太子町にとってPRのまたとない好機であり、町民にとっても未来に夢と希望を感じることができる絶好の機会になるものと考えます。万博開催期間中のイベント・催事への参加や、子どもたちをはじめとする若い世代の参加を通じて、万博のレガシーを未来社会に受け継げるよう、太子町としてもしっかり取り組んでいくことを要望し、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、建石議員の質問を終わります。

次に、2番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔1番 斧田秀明君 登壇〕

○1番（斧田秀明君） 議席番号1番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は、太子町の教育についての質問です。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。今回の質問は、太子町の教育についてということで、令和4年12月定例会でも質問させていただきました内容の第2弾となるものでございます。前回は、太子町幼小中一貫教育についての一例として、学校教育の多岐にわたる課題がある中、その1つが、小学校から中学校への進学に当たり、その環境の変化に戸惑い、スムーズに中学校生活になじめないという、いわゆる小中学校間で段差が見られる中、こういった課題を解決すべく、小中学校間の切れ目ない教育活動が重要であるとの考えの下、また、太子町の場合、町全体が1つの中学校区であることの利点を活かし、町立幼稚園の3年間も含めた12年間を通した幼小中一貫教育の実現に向けて着手しているということでした。

先日、太子町立中学校卒業式に出席させていただき、卒業生の皆さんが、私の子どもや孫でもないのに、いろんな場面で目頭が熱くなることがありました。1つは、新型コロナウイルス感染症による制限の中でも、できるだけ学校行事を実現し、生徒に様々な体験や感動を受けてもらいたいという先生方の思いは十分に伝わっていたと思います。そして、2つ目は、学校側の生徒に対する温かさを感じた事例です。卒業証書を授与する際に、当日欠席された生徒は何人かおられたのですが、ごく自然に出席者と変わらないような形で執り行われ、先生方の配慮がよく分かりました。そして、3つ目は、卒業生答辞の場で感じました。中学校に入学してから卒業するまでの3年間を歌なども織り

交ぜながら振り返っている姿は、本当に口先だけでなく、生徒の皆さん自らが体験してきた体からにじみ出る言葉として私に伝わりました。

このように、今でも太子町の9年間の義務教育の取組は、かなり高いレベルだと思いますが、太子町教育委員会では、これに幼稚園の3年間も含め、幼小中一貫教育として未来に向かう力、非認知能力の伸長、いわゆるそういう能力を伸ばすということを子どもたちの身につけようとしておられます。そこで、非認知能力を伸ばすことについて詳しく教えていただくとともに、幼小中全ての教職員の意見を反映した教育の取組について答弁ください。

そして、各学校園が実施する行事の相互参加や校種間の交流や地域への情報発信についても、取り組んだ内容について教えてください。そして、各学校園が実施する行事の相互参加や校種間の交流や地域への情報発信にも取り組んだ内容について教えてください。

令和4年度のスタートから、本年度で2年目を迎える幼小中一貫教育ですが、何事におきましても、何か新しいことをしていこうと始めると課題が見えてまいります。これについて、教職員が取り組んだことや、子どもたちが分かりやすくなるような工夫や取組をどのように進めているのかについて、また、発達段階に応じた取組についての説明を求めます。

そして、幼小中一貫教育を推進していくことは、これまでの太子町の教育の積み重ねの上に成り立っているものと考えます。それは、太子町教育大綱に示されている本町の教育に関する基本理念との関係についての答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 教育長。

○教育長（中道雅夫君） ご答弁申し上げます。令和4年度にスタートさせた幼小中一貫教育は、本年度2年目を迎え、「非認知能力の伸長」というキーワードを基に、これまで太子町が大切にしてきた「太子イズム」というべき教育活動を基盤とし、全ての子どもたちが互いに個性を認め合い、個に応じて力を最大限伸ばすことを大切にする教育を推進しています。

学校教育活動の中で、子どもたちが主体的・対話的で深い学びを通して認知能力を確立することはもちろんですが、現在取り組んでいる幼小中一貫教育においては、加えて、自分と向き合う力、自分を高める力、他者とつながる力に代表される非認知能力の充実を最重点に置いております。そのため、学習意欲の増大、コミュニケーション能力の向

上など、ふだんの教育活動の中で子どもたちが協力し合い、問題解決能力や自己調整力を育成する様々な取組を行っています。

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症の扱いが5類に移行したことにより、ようやくコロナ流行前と同じ水準で、学校行事をはじめとした教育活動ができるようになったことを受け、今年度は子どもの交流を重点に取組を進めてきました。例えば、中学生が幼稚園の園児に体育大会でのダンスを披露したり、小学生が中学校の体験入学に参加するなど、積極的な校種間の交流を実施いたしました。このような取組を通して、幼小中全ての教職員の意見を反映した、めざす子ども像を共有し、子どもを主語に教育活動を組み立て、これまで大切にしてきた教育を非認知能力というキーワードで結びつけ、取組を進めています。

また、幼小中一貫教育地域フォーラムを開催し、非認知能力伸長と学校教育の関連性を主に研究している学識者を招聘し、地域の大人が太子町の子どもと接するときの共通のまなざしを提案いたしました。地域への発信としては、「みんなで育てる『太子の子』幼小中一貫教育だより」を町の広報紙に連載いたしました。更に、アドバイザー監修の下、非認知能力の育成が子育てに影響する効果や学校園の取組などを紹介し、家庭、学校、地域が一体となって「わがまち太子の子」の育成のため、積極的に情報を発信しています。本取組を進めている中で、兵庫県加西市議会、京都市教育委員会、山口市教育委員会が視察に来庁され、本町の取組について外部へ発信する機会もいただきました。こうして非認知能力を育む取組を行っている中で、幾つかの課題も見えてきました。

1つ目は、評価です。客観的に測定しにくいとされる非認知能力は、日々積み重ねていく力であり、評価については具体的な成果指標を作成し、可能な限り可視化することで、教職員や子どもたちが分かりやすくなるよう工夫してまいります。

2つ目は、効果的な指導方法の開発です。どのような教育活動の中で、子どもたちの非認知能力が育まれるのか、様々な実践を共有することが必要です。本町では、実践事例集を作成し、教職員の横のつながりを密にすることで、好事例を共有しながら、日々の教育活動に取り組んでまいります。

3つ目は、教職員のスキルアップが挙げられます。個々の教職員が、実践してきた教育活動の中に、非認知能力の伸長を促す取組がありますが、それを授業や学校行事の中でどのように意識していくのか、サポートが必要です。太子町教育委員会としては、教職員研修や教員による相互授業参観などを実施するとともに、小学校間、小中学校間の

人事交流も積極的に行ってまいります。

これらの課題に向き合うため、全ての教職員が共有した「めざす子ども像」に子どもたちを近づけることを共通理解しなければなりません。非認知能力を育むには、発達段階に応じて、子どもたちの個性を伸ばす必要があります。

幼稚園では、遊びの中で社会的なスキルを身につける場であり、非認知能力を伸ばす重要な段階です。自由な遊びの中で創造性を伸ばし、子どもたちがアイデアを自由に発揮できる活動を中心に行っています。

また、小学校段階では、自己調整力や創造力、協調性を育成しています。例えば、ペアワークをすることで異なる意見や視点を尊重し、相手と協力して取り組む学習活動を行っています。

更に、中学校では自己表現の機会をつくり、プレゼンテーションなどの発表の場を設定し、自己肯定感の向上に取り組んでいます。加えて、学校行事を教科横断的な視点で捉え直し、子どもたちの非認知能力を育む取組を行っております。

これらの取組は、学校園の教育だけで進められるものではありません。これまで同様、保護者、地域の皆様と共に子どもたちを育み、豊かな人生とより良い社会を主体的につくるために、自ら考え、動き、相手を大切にできる人の育成に尽力してまいります。

3年間で1つのスパンとした本取組は、次年度は3か年の最終年度となり、これまでの取組を振り返るとともに、次の3か年への準備期間と位置づけております。各校種間のカリキュラムの交流を重点取組としながら、太子町教育大綱に示されております本町の教育に関する基本理念「豊かな自然と歴史に育まれ ひとり一人の個性が輝く 和の人づくり」を実践し、「教育のまち『たいし』」にふさわしい取組を推進してまいります。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○1番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。AIの発達や変化の激しい時代を生き抜くため、とても大切になってくる非認知能力、数値では測れないですが、中々、実感できないかも知れませんが、保護者の皆さんや学校の先生方が子どもとの関わり方や環境設定を意識して変えていくだけでも十分効果があるのではないかとされています。いつもより少し時間をかけて対話をしたり、様子を観察することから始めてみる事が大切なようですね。

非認知能力を最も高めやすいのは幼児期で、児童期においても重要です。児童期は子どもの世界が大きく広がり、それに応じて好奇心や発見力や洞察力、創造力など様々な

力もぐんぐん育まれていきます。子どもたちは、これから混沌とした世界の中で生きていかなければなりません。生き抜いていける力を子どもたちにつけていただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問の太子町の生涯学習についてに移らせていただきます。

太子町立生涯学習センター「太子の森」の利用状況並びに新規利用者の拡大についての質問です。

まず初めに、生涯学習センター「太子の森」と呼んでおりますが、まず、生涯学習とは一体、何ですか。私たち住民と、どのような関わりがありますか。そして、生涯学習センター「太子の森」の利用者数や稼働率について教えていただきたいと思います。昨年より、生涯学習センターにおける活動団体登録制度が始まっておりますが、どのような状況でしょうか。既存のクラブ、サークルにおいての活動状況はいかがですか。課題や活動の支援をしていることがあれば教えてください。

続きまして、町立図書館の現状についても、利用状況はいかがでございましょうか。住民の皆さんに図書館に関心を持っていただく取組として、ブックワームを設置されましたが、具体的な活動についてお教えてください。そして、生涯学習センター「太子の森」と町立図書館ができたことで、既存の社会教育施設である総合スポーツ公園、歴史資料館についても、改めてこれから住民の皆さんに求められている姿をぜひとも探していただくことができれば、施設の活性化につながるものと考えます。

最後に、生涯学習社会の実現に向けた思いを伝えていただきたいと思います。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 太子町の生涯学習に対するご質問について、その現状と課題に関してご答弁を申し上げます。

生涯学習とは、私たちが生涯にわたって行うあらゆる学習活動を指します。また、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして、生涯学習社会という言葉が用いられます。

生涯学習センター「太子の森」をはじめ、総合スポーツ公園、歴史資料館などの社会教育施設は、地域の住民が生涯を通じて学び、成長するための機会を提供する場となり、生涯学習を実現するための中心として機能しております。また、これら施設は地域のコミュニティ活動の中心地でもあり、地域住民がつながり交流する場となるとともに、地域の伝統や文化を紹介し、次世代に継承する役割をも担ってございます。

ご質問にございました、生涯学習センター「太子の森」では、今年度4月から1月末まで延べ2万3千476人、月平均で約2千350人の皆さんにご利用いただき、旧公民館と比較しますと1.2倍となっております。また、利用団体数は、令和6年1月現在で68団体を把握しており、旧公民館と比較しますと13団体の増となりました。次に、施設の稼働状況ですが、稼働率の月平均は15.5%で、貸室別の稼働率で一番利用が多い創作室では28.7%、反対に一番少ない調理室で2.7%とばらつきがございます。また、全稼働時間を100%としたときの利用内容ごとの割合は、生涯学習センター主催の「太子の森教室」で2%、クラブ等の活動で69.5%、個人利用や会議利用などで28.5%の状況となっております。

生涯学習センターの活動団体においては、精力的に活動されているところでございますが、これら既存団体の活動の安定化と活性化を図るため、昨年度より、生涯学習センターにおける活動団体登録制度を開始しております。また、各クラブの希望に従い、活動の情報をサイネージ等で発信するほか、緑の回廊での作品の展示などを行い、新規会員の獲得などを目指した各団体の広報に対して積極的支援を行っているところでございます。更に、従前の文化・スポーツ活動活性化補助金に加え、令和6年度は、「太子の森」において、クラブ・サークル一身体験を開催する予定もしております。

一方、町の主催事業としましては、多様な学習機会を提供することにより、住民の教養の向上と生活文化の振興を図るため、「太子の森教室」を開催しております。新たな施設としての特色を出し、住民の更なる学習意欲を増進させるため、これまでにない多様な学習内容の展開に努めているところでございます。このような教室に参加された方々が、その後、学習を継続するために自主的にクラブ化することにより、活動を継続されているところも出てきております。これは町が提供した学習機会をきっかけに、自主的な学習活動につながった成果であると考えており、新規クラブの設立等については、今後も積極的に支援をしてまいりたいと考えてございます。

町立図書館につきましては、開館以降、利用者登録数及び貸出冊数は、令和6年2月現在で、利用者登録数は4千660人、貸出冊数は3万9千221冊と、旧図書室と比較しますと1.2倍となっております。また、開館前から申し上げていましたとおり、一般的な図書館協議会のような形態ではなく、住民の皆さん自らに図書館に関心を持ってもらうとともに、より便利で楽しい場所となるよう、直接運営に携わっていただき、利用者の声を図書館に届け、図書館と利用者との橋渡しの役割を果たすための組織とし

て、令和５年４月に町立図書館友の会「ブックワーム」を設置し、活動を始めました。現在、１０名の会員が参加しており、自主的かつ活発な図書館の支援活動を展開しております。選書や図書の装備、赤ちゃん会プラスでの読み聞かせへの参加や、文化祭でのイベントの開催、また、春休み企画で小学生を対象に読書と遊びと図書館をつなぐイベントを開催予定するなど、図書館の利用促進や地域コミュニティの活性化に寄与していただいております。

教育委員会においては、地域住民のニーズを把握し、プログラムの見直しや新たな取組を行い、生涯学習普及に向けた取組の推進に努めているところですが、人口減少や少子高齢化などの影響もあり、住民一人ひとりが何らかの学習活動を行うという理想にはまだまだ程遠い状況にあります。また、各団体においては、指導者不足、少子高齢化による会員の減少などの課題を抱えているところも少なくありません。少年スポーツクラブにおいては、部員が少なくなり、一部には廃部したクラブもあります。活発な住民活動は、町全体の活性化とも直結するものであり、行政として団体活動の継続化と活性化につながる更なる支援や取組が必要であると強く感じているところでございます。また、施設の活性化に向けては、企業や団体などとの連携も視野に入れながら、空き時間帯の有効活用に対する方策も検討してまいりたいと考えております。

いつでも、どこでも、誰でも生涯にわたり学習できる環境を醸成することは、行政としての責務であり、他の社会教育施設の活性化とともに、「太子の森」を条例にうたう「町民の生涯学習を中心とした活動を支援することにより、住民活動の推進を図り、地域のにぎわいを創出し、もって町民の文化及び生活の向上に寄与する拠点施設」とすべく、引き続き住民の皆様の学習、文化芸術活動及び地域活動など、地域の総合的な活動の場として多くの方々にご利用いただけるよう施設運営に努めながら、生涯学習社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 斧田議員。

○１番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。生涯学習センター「太子の森」は、旧公民館と比較すると、利用者数で１．２倍、利用団体数は１３団体の増となり、順調な滑り出しだと考えられます。施設の稼働率、稼働状況については、今後の推移をぜひとも見させていただきたいものと考えております。生涯学習センターの活動団体には、公民館でのクラブ・サークル登録制度から生涯学習センターにおける活動団体登録制度へのスムーズな移行と活動に対する積極的な支援もしておられます。太子町の主催

事業の「太子の森教室」に参加された方々は、その後、学習を継続するために自主的にクラブ化をするなど、新規クラブの設立についても今後とも積極的支援をお願い申し上げます。

町立図書館につきましては、開館以降、利用者登録数及び貸出冊数は、令和6年2月現在で、旧図書館と比較すると約1.2倍となっており、こちらにつきましても良いスタートを切られたと思います。また、図書館友の会「ブックワーム」が活動を始められ、自主的かつ活動的な図書館の支援活動を展開されていますが、ぜひとも息長く、図書館の利用促進や地域コミュニティの活性化に寄与していただくことを願っております。

人口減少や少子高齢化などの影響により、住民一人ひとりが何らかの学習活動を行うという理想にはまだまだ程遠い状況にあるとのことですが、太子町には約1万3千人の方がお住まいです。今は生涯学習に関わりがなくても諦めないで、まずは「太子の森」に関わる、利用につながるきっかけ等についても、いろいろな角度から視点からご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

現在、「太子の森」を利用されている皆さんを見ると、いつまでもお若く、生き生きと暮らしていらっしゃる方が多いなと思います。一度しかない人生、同じ生きるなら健康で明るく暮らせることが一番です。様々な方々が集まってこられる場所が、「太子の森」ですね。ますます住民の皆さんが利用していただきますことを願います。

本日の質問に対する答弁の根底にも何があるのか、私なりに感じたことを最後に述べさせていただきます。太子町教育委員会では、毎年、点検・評価報告を出されていますね。これだけでも大変な作業だとは思いますが、毎年続けることで少しずつ業務が改善されていく、また次の段階に進んでいかれることと考えております。特に、学校や地域と共に活動していくことが求められる今、住民の皆さんから何を求められているのか、学校現場で必要とされていることは何か、常に関心ながら業務に取り組んでいただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて斧田議員の質問を終わります。

次に、3番目、辻本博之議員の質問を許します。

辻本博之議員。

〔7番 辻本博之君 登壇〕

○7番（辻本博之君） 皆様、おはようございます。

議席番号7番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。
理事者におかれましては、適切なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず、本年1月1日に石川県能登半島地震で犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。そして、被災された全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。更に、先日3月11日には、東日本大震災から13年となりました。どんなに年月が過ぎようと悲しみがなくなることはありません。私たちは、震災の教訓を忘れず、復興を着実に進めていかななくてはなりません。災害に強いまちづくりを進めていただきたいと願います。

それでは、質問に移ります。我が国において、高齢者人口は増加を続けており、超高齢化社会の更なる進展が見込まれます。また、超高齢化社会の進展に伴い、認知症の増加も続いており、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると推計されています。2024年1月1日に、共生社会の実現を推進する認知症基本法が施行されました。認知症基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の構築です。この目的に向かってまず大切なことは、認知症に対する正しい理解を深めることであると思います。認知症とは、様々な脳の病気により脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、記憶・判断力などの認知機能が低下して社会生活に支障を来した状態を言いますが、認知症になったら何も分からなくなる、どうせすぐに忘れてしまう、暴言などで周りの人に迷惑をかけるなど、間違った思い込みや偏見があるのも事実です。誰でも認知症になる可能性があります。

自分や家族がいつ発症してもおかしくありません。最初に症状に気づき、一番不安になって苦しい思いをするのは本人です。記憶障がいなどが進んでも、喜怒哀楽といった感情の世界は残り、むしろとても繊細になるとも言われています。周りが認知症を正しく理解し、本人に寄り添った対応を心がけることが大切です。正しい知識が、自分や家族が認知症になっても安心して暮らせる社会の構築につながるのではないのでしょうか。

そこで、町においても認知症に対する正しい理解と、ちょっとした気遣いの大切さへの認識を深めたる広報活動を積極的に展開すべきと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 認知症に対する正しい理解を深める広報活動について、ご答弁申し上げます。認知症は加齢による単なる物忘れとは異なり、今や誰もがなり得

る、または関わる可能性が高い病気となっております。年齢を重ねるほど認知症を発症する可能性が高く、今後の高齢化に伴い、ますます認知症の方は増えるの見込まれ、自分自身だけでなく、ご家族や身近な人が認知症になる可能性もあり、多くの方々にとって身近な問題となってきております。

国において、令和元年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱において、予防は「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になることを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」とされております。また、ご質問にありましたように、認知症の方を含めた一人ひとりが、その個性と能力を発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会の実現を推進することを目的とする共生社会の実現を推進するための認知症基本法が令和6年1月1日から施行されたところでございます。

本町では、新たに策定いたします太子町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において、基本目標の1つに高齢者の認知症への取組と権利擁護の推進を掲げ、地域包括支援センターが中心となり、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、認知症になっても重症化を予防する取組だけでなく、周囲や地域の方々に認知症に対する正しい知識と理解を広く深めてもらい、認知症の方がいつまでも住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるよう、予防と共生の取組を進めているところでございます。

コロナ禍においては、地域の多くの方々が集まることが制限され、講座や研修会などを開催できない時期もありましたが、感染予防に留意しながら少人数で事業を進め、具体的には認知症の方や家族への理解を深める認知症サポーター養成講座をはじめ、認知症予防に関する介護予防講座、認知症の方とその介護を行う家族が地域で孤立しないための交流の場としての認知症について考える座談会、認知症フォーラムなどの開催、サービス提供者に向けた研修会等を通じて、認知症に関する正しい知識や相談窓口の普及啓発を行っているところでございます。

加えて、コロナ感染拡大の影響等により、しばらく中断しておりますが、小学校において小学生向けの認知症テキストを配布し、地域包括支援センター職員と認知症キャラクターメイトが出前講座を行い、認知症の特徴だけでなく、認知症の方との接し方やその介護をする人の気持ちを学んでいただき、認知症に対する正しい理解を深めてもらえるよう努めてきたところでございます。

今後も引き続き、国の動向を踏まえつつ、他市町村の先進事例を参考にし、社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、地域全体が認知症に対する正しい知識を持ち、理解を深めていただけるような取組の充実に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。引き続き、太子町全体が認知症に対する正しい知識を持っていただき、更に理解を深めていただけるよう、これからもよろしくお願いいたします。

次に、認知症に対する太子町の実施について質問させていただきます。周囲や地域の方々に認知症に対する正しい知識と理解を持ってもらい、認知症になっても住み慣れた地域の中で暮らしていただくことはとても重要ですが、答弁にもありましたように、認知症になることを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする、認知症予防について、町としてどのような取組をしているのか、お聞かせください。

また、認知症と思われる方が行方不明になり、ご家族はもとより警察や消防、関係機関の方々の懸命な努力により発見されたというニュースを時折、目にすることがあります。中には、行方不明のままであったり、事故に遭われたり、亡くなって発見されたりする場合もあり、残された家族の心配や悲しみなど精神的負担はとても大きいものと思います。本町においても例外ではなく、いつ認知症の方が徘徊し、行方不明となるかもしれません。そこで、本町における見守り体制等の取組状況について、併せてお聞かせください。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 認知症に対する太子町の実施についてご答弁申し上げます。本町では、認知症予防として一般介護予防事業等の健康講座や介護予防教室を通じて運動、栄養、口腔の介護予防に取り組みつつ、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防も併せて行っております。具体的には、保健センター2階で実施しております、いきいきトレーニングでは、作業療法士の指導による歩行訓練、ストレッチや筋力トレーニングに加え、認知症の予防を目的として、いろいろなことに興味を持ってもらうためのレクリエーションなどによって、できるだけ介護が必要な状態にならないための取組をしております。

次に、福祉センター1階で実施しております、ナナトレ教室では、主に70歳以上の方の体力に合わせたプログラムを専門スタッフの下で行い、介護予防のためには日頃か

ら何に気をつけ、何をすればいいかを学んでいただき、日々の地域での活動につなげていただけるよう筋力トレーニングや栄養指導、また、口腔体操、口腔ケア指導などを行っています。

また、住民主体の通いの場の活動支援を行っており、元気ぐんぐんトレーニングの自主グループが現在25グループございます。この自主グループは、定期的に地区集会所などに集まり、元気ぐんぐん体操等の運動を行っており、令和4年度では実280人の参加がありました。加えて、地域の集いの場づくりとして活動する高齢者交流サロンは現在10か所となっており、令和4年度だけで延べ7千567人もの高齢者の方々にご参加いただいております。

更には、認知症の方を介護するご家族の負担感を少しでも和らげるため、相談窓口の充実に向け、地域における医療及び介護の連携強化並びに認知症の方やそのご家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に2名配置し、相談などを受けているところでございます。

また、認知症の方がその症状に応じた適切な医療や介護サービスが受けられるように、流れをまとめた、太子町安心ガイドブックを作成し、介護等を行う家族などへの相談対応に活用しております。加えて、認知症等のために判断能力が不十分である高齢者の財産や権利を守るため、地域包括支援センターをはじめとする高齢者の支援者と弁護士との法律相談会の定期的な開催や、老人福祉法に基づく成年後見制度の成年後見制度市町村長申立てを活用するなどして、高齢者の保護並びにそのご家族などに対する支援を行っております。

続いて、身近な地域の中での見守り体制として、安心太子見守りネットワークを構築いたしております。このネットワークでは、地域住民や見守り協力員、見守り協力事業所、民生委員、児童委員等、様々な関係機関が連携し、緩やかな見守りを行い、地域の異変を早期に発見し対応しています。また、太子町認知症高齢者等SOSネットワーク事業を実施し、認知症などで居場所が分からなくなる可能性がある方を対象に、事前にご登録いただき、令和6年3月より2次元コードを印刷した見守りシールを新たに配布し、衣類や靴などに貼付することで、行方不明者の早期発見や保護につなげております。

次に、広域での見守り体制としては、近隣の7市2町1村と警察署、各市町村ネットワーク機関が協力・連携し、認知症高齢者の早期発見や身元不明の高齢者への対応を行う南河内圏域市町村徘徊高齢者SOSネットワークを行っており、今後も町内の協力機

関を増やし、見守り体制の強化を図り、加えて、町外の近隣市町村での発見も考慮に入れ、広域連携の強化にも力を入れております。

今後、周囲や地域社会への協力はもとより、その介護者となったご家族等の方の負担軽減を図りつつ、地域の見守り体制や搜索ネットワークの連携強化に努め、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる地域づくりを目指した取組を行ってまいります。

○議長（山田 強君） 辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

最後に、要望としまして、認知症をよく知らないという声も、認知症は怖いと言った誤解もまだあります。無知は正解を妨げる原因になります。みんなが認知症の知識を持てば、認知症に対する偏見も誤解もなくなります。認知症による記憶障がい、自宅までの帰り道が分からなくなり行方不明になったり、1人で生活している方が認知症を発症し、社会から孤立してしまうことも珍しくはありません。頼る人もおらず、結果として孤独死を招く場合もあります。また、発症した本人だけでなく、介護する家族にも大きな負担がかかります。介護による悩みを誰にも相談できず、介護うつを引き起こすケースも多くあります。最悪の場合、認知症の方への虐待や無理心中を起こすことにもつながります。更には、家族や地域との交流が減っているひとり暮らしの方は、消費者被害に遭いやすかったり、自動車などの操作の遅れや間違いによる事故など、認知症が進行していくと物事を適切に判断する社会的判断能力が低下してしまいます。

問題を解決するためには、認知症の正しい知識を皆が持ち、家族や地域との交流を積極的に行うことが不可欠であります。認知症の方やその家族が安心して生活できる環境づくりに、更に力を入れていただきたいと要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、辻本博之議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、4番目、藤井議員の質問を許します。

藤井議員。

○４番（藤井千代美君） 通告に基づきまして、保育環境の充実をについてお尋ねします。

共働き世帯が増える中で、少子化と言われながら保育のニーズは高まっており、全国で待機児童が問題になっています。また、安全であるべき保育所で、通園バスの園児置き去り事故や虐待などの事件が相次いで発生していることに、多くの方が心を痛めています。それぞれのケースで原因究明と責任の明確化、再発防止策を徹底することは大切なことですが、同時に、慢性的な保育士不足で配置基準や処遇改善が進まないことが背景にあるということを直視しなければなりません。１人の保育士が見る子どもの人数が多くなるほど、目や手が行き届きにくくなり、安全が脅かされます。施設内で骨折を含む重大事故が近年急増していることも、配置基準の低さと無関係とは言えません。人手が足りなくなる一方、コロナ禍などで業務が増え、疲弊に拍車がかかる園も少なくありません。保育の質に関わる深刻な事態となっています。

国は、保育士１人が見る子どもの人数を配置基準として定めています。０歳児３人、１歳から２歳児６人、３歳児２０人、４歳５歳児３０人です。抜本的改善はされず、特に配置基準が先進国最低です。イギリスは、３、４歳児８人、ドイツ・ベルリン市は３歳児以上１０人が保育士１人で見ると基準とされます。日本の配置基準では、子どもに寄り添う保育ができず安全も守れないと、ほとんどの自治体は独自に基準を上乗せし、職員を増やして対応しています。しかし、園の収入は入所する子どもの人数で決まるため、上回る分の職員の給与などは園の負担増になります。余裕のない園は、職員の処遇改善ができません。手厚い保育をしようとすればするほど、現場にしわ寄せが行く仕組み自体が大きな問題です。

どの子にも安心・安全な保育環境を保障できるように、そのためにも保育士の配置基準の改善をと願う保護者や保育関係者の運動が広がり、多くの地方議会でも配置基準の改善を求める意見書が次々と可決されていきました。このような長年の運動が実り、国は、７６年ぶりに保育士の配置基準を見直すことになりました。４、５歳児で現行の３０人から２５人に、３歳児も現行の２０人から１５人へと改定です。しかし、改定と言いながら、一方で国は旧基準での経過措置を認めており、いつから新基準にしなければいけないのか、期限が示されていません。新基準を４月から実施するための財源は確保されているのか、保育士の成り手が少ない中で、財源は確保されていたとしても、保育士が確保できないのではないかと心配されています。子ども一人ひとりの乳幼児期の発達を

保障する専門性の高い保育士を増やすことが求められています。

そこで、お尋ねします。太子町の2つの私立保育園は、4月から新基準で実施できているのでしょうか。そのための保育士は、確保できているのでしょうか。答弁をお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 保育士の配置基準についてご答弁申し上げます。令和6年度の町内保育所、認定こども園への入所見込者数の状況についてご説明申し上げます。

まず、やわらぎ保育園でございますが、0歳児5人、1歳児22人、2歳児27人、3歳児26人の合計80人。

次に、やわらぎ幼稚園は、3歳児8人、4歳児は48人、5歳児は53人の合計109人となっております。

更に、松の木保育園につきましては、0歳児4人、1歳児13人、2歳児18人、3歳児22人、4歳児21人、5歳児25人の合計103人が入所見込みでございます。

本年4月からの配置基準の見直しは、保育士1人につき保育可能な3歳から5歳児の子どもの数について行われます。ただし、見直し前の現制度におきましても、3歳児については、保育士1人に対し子ども15人以下の配置をしている場合は、公定価格に3歳児職員配置加算が上乘せされます。町内の3園とも当該加算を確保し、保育の質の向上に努められていますので、3歳児の配置基準の見直しによる影響はございません。また、4歳から5歳児も含め、見直し後の基準で必要な配置職員数を算定したところ、各園とも保育士の増員は不要のため、従来どおりの体制での対応が可能であると考えております。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。この状態で、更に保育を充実してもらえたらうれしいです。しかし、せっかく保護者の運動が実り、配置基準が拡充されたのですから、配置基準に見合った保育士の人数を確保していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

また、ようやく76年ぶりに基準が改定されたとはいえ、安全な保育を求める保護者や現場の方々の願いとは開きがあります。1歳児の配置基準で保育士1人が見る子どもの人数を6人から5人にすることを25年度以降の早期に改善を進めると先取りしたのも大きな問題です。人手が足りず、子どもに我慢を強いて満足できる保育ができず、辞

めていく保育士がいる。業務も忙しく、休憩も取れず、余裕がなく疲弊している現場からの声は深刻です。

保育士資格を持ちながら働いていない保育士は、有資格者の6割を超えます。1、2歳児は6人のままで変わっていません。子どもたちに、もう1人保育士を、運動を進めてきた愛知県の保育士の方々はようやく山が1つ動いたと拡充を喜びながらも、4歳、5歳児15人に保育士1人を、更に全ての子どもの年齢で配置基準を現在の約2倍にすることを提言しています。国はこれで十分と思わず、配置基準改善を進めてほしいと、愛知県の保育士の方はおっしゃっておられます。

太子町としても、国に更なる配置基準の改善を求めていると思います。同時に、太子町の子どもたちが安心して保育を受けられる環境をつくるためにも、一人ひとりの子どもに目が届くよう、町独自の保育士さんの加配も検討していただければと思います。要望しておきます。太子町は、両保育園とも保育士さんを確保することが難しいとお考えのようですが、ハローワークだけではなく、各種求人サイトで募集をかけても見つからなくて困っているとお聞きしています。

そこで、お尋ねします。せっかく改善された国基準で保育士さんを雇うとしても、見つからないときは、太子町として保育士募集の手助けをしてもらえないのでしょうか。また、保育士の応募者がなかなか見つからない背景に、給与が安過ぎるということも考えられませんか。保育園は、財政的に厳しい運営を強いられています。太子町として、保育士雇用に対する補助は考えられないのでしょうか。心健やかで元気に暮らせるまちづくりを進める太子町として、共働きでないと生活できない現状をどうお考えでしょうか。

自民党政治の下で、30年という長期にわたって経済の停滞と衰退が進んでいます。失われた30年で暮らしの困難が続いているところに、物価高騰が襲いかかっており、結婚もままならず、子育てしにくい環境が少子化に拍車をかけています。

そこで、お尋ねします。子育て支援というのであれば、国が義務教育は無償であるように、町長が4年前の選挙公約で掲げていた、保育の無償を太子町でも実施していただけないでしょうか。保育の無償化に必要な予算は幾らなのでしょう。

以上、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 保育料の無償化についてご答弁申し上げます。無償化の対象となっていない0歳から2歳児の保育料の軽減については、各自治体の取組として

様々な形で進められています。本町においても、国が定める所得制限や多子カウントの年齢制限等を撤廃し、認可保育施設を利用する第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を全額補助しており、令和6年度におきましては740万8千円の予算を計上いたしております。

ご質問の保育料完全無償化を実施した場合の所要額でございますが、利用者負担分として計上している約2千600万円を見込んでおります。保育料の完全無償化は、財源の確保も課題の1つですが、低年齢児の入所希望が増え、待機児童の発生も懸念されるところでございます。そのため、完全無償化については、今後の出生数を見極めながら慎重に検討すべきであり、一足飛びに実現するのではなく、現在、実施している多子世帯等保育料補助金の拡充など、段階的な実施もその方法の1つであると考えております。保育ニーズ等のバランスを取りながら、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを目指して、引き続き検討を重ねてまいります。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。更に進んだ検討をよろしくお願いしておきます。また、募集の手助けや雇用補助のデータもできるように要望します。保育の無償化は、選挙公約で掲げています。ぜひ実現できるようお願い申し上げます。

次に、要望です。令和元年度の内閣府による民間保育所の経営実態調査で、公定価格の人件費で配置できるのは11.4人なのに、実際には15.7人を配置していたという実態が明らかになっています。つまり、11人分の人件費で15人の保育士が働いていると言えます。全産業平均と比較して、5万円も賃金が低い保育士の処遇を全産業平均並みに引き上げるための抜本的な対策が求められます。

能登半島地震に見舞われて今、保育園で子どもの命をどう守るか、改めて問われています。しかし、今回、76年ぶりに変わったとはいえ、この配置基準で保育士が自らの身を守りながら泣き叫ぶ子どもたちと逃げることができるのでしょうか。3人をだっこできる避難用だっこひもが市販されているそうですが、道具に頼るのではなく、保育士を増やすべきでしょう。排せつの援助が必要な2、3歳児は、ズボンのはき方やトイレトペーパーの使い方など、教えることがたくさんあるのに手が回りません。保育士1人がトイレ補助につきっきりになれば、ほかの子どもの対応が手薄にならざるを得ません。一人ひとりを大事にしてあげられないのなら、保育士、やめます。とおっしゃっている園長さんもいます。そんなせつない声に、政治がしっかり向き合うべきではないで

しょうか。ぜひ太子町として、両保育園に保育士さんが確保できるよう、求人に力を貸し、新配置基準に沿った保育士を確保し、町長が公約していただき、保育の無償化を進めるよう求めます。保育の無償化を今期では実現できなかった点を深く反省していただきますよう求めまして、この質問を終わります。

次に、続きまして2問目、ヤングケアラーの実態調査を求め質問をします。

何度も一般質問で取り上げていますが、改めてヤングケアラーとは、について説明させていただきます。ヤングケアラーとは、病気などの理由で家族の介護や世話をしている子どものことで、2022年に公表された国の実態調査で、小学校6年生およそ15人に1人がヤングケアラーであるとの結果が出ています。これだけ問題になりながら、これまでヤングケアラーへの支援は法律上明確な規定がなく、地域による支援体制にもばらつきがあることが課題でした。一般質問で取り上げた埼玉県などは、ヤングケアラーについて先進地として挙げられていますが、多くの自治体ではこれといった対策が取られていません。

しかし、ヤングケアラーが年々深刻な社会問題化する中で、こども家庭庁が子ども・若者育成支援推進法を改正し、支援の対象として明確化する方針を決めました。ようやくここまでたどり着くことができました。大阪府では、令和4年3月、大阪府ヤングケアラー支援推進指針がまとめられ、令和5年10月、大阪府教育庁のヤングケアラーの支援に向けてが作成されています。大阪府の動きの中で、府のホームページには市町村ヤングケアラー相談窓口が紹介されており、太子町では子育て支援課が子どもや家庭の相談、教育総務課が学齢期のヤングケアラー当事者からの相談窓口と書かれています。これまで質問する度に、太子町は国の動向、府の動向、近隣の同行を見守ると答えていたと思います。見守ってきた国が法をつくって、ヤングケアラーを明確化する方針を示そうとしています。

そこで、お尋ねします。太子町として、国では法の制定が考えられている今、ヤングケアラー対策として実施しようと思っていることはあるのでしょうか。府の相談窓口紹介で、太子町は子育て支援課と教育委員会の2つが示されています。府内の多くの自治体は、関係部局が連携して対応すると書かれており、太子町のように2つの部局ではなく、もっと多くの部局が連携してヤングケアラー問題に向き合っているのではと思うのですが、太子町では2つの部局が各々対応して、ほかの自治体のように連携ができていないのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） ヤングケアラーの相談窓口についてご答弁申し上げます。

こども家庭庁が今国会に提出した子ども・若者育成支援推進法の改正案では、ヤングケアラーを家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者と定義し、支援の対象に加えるとされています。また、法改正により、これまで曖昧であった対象者についても18歳以上の若者が含まれることとなり、切れ目のない支援体制が求められることとなります。本町としましては、国の動向を注視しながら、昨年度から実施しております重層的支援体制整備事業におきまして、より一層の庁内の連携を図ってまいりたいと考えております。

現在の本町のヤングケアラーに関する取組としましては、令和4年3月に策定されました大阪府ヤングケアラー支援推進指針に基づき行っております。具体的には、社会的認知度の向上、早期発見・把握の観点から、府主催の様々な研修やフォーラムに参加することにより、職員のヤングケアラーに対する理解を深めてまいりました。大阪府によりますと、昨年7月から9月にかけて、府内14か所で実施された子どもたちとの関わりと気づきと題した研修には、自治体職員やスクールソーシャルワーカーなど424人の参加があったとのことでした。令和6年度は、大阪府の重点的取組期間の最終年度となりますので、本町としましては引き続き積極的に事業へ参加していく考えでございます。

また、ご質問の相談窓口でございますが、大阪府のホームページには、支援のきっかけとなる連携のための窓口として、子育て支援課と教育総務課の2か所を掲載しております。一元的な専用窓口設置のメリットもございますが、既存の多様な部署で対応することにより、保護者、子ども、地域の方々にとって、それぞれが一番相談しやすい窓口を選択していただくことが可能になると考えております。また、お受けした相談につきましては、関係各課が必要に応じて情報共有、連携を図って支援につなげております。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ご答弁ありがとうございます。2問目、職員のヤングケアラーに対する理解を深めてきたということですが、職員さんのみならず、ぜひ住民さんにも理解を深めていただけるよう研修を実施してください。子育て支援課と教育委員会とで相談しやすい窓口を選んでもらえるよう、きっかけになるようにと考えての2つの部局であり、それぞれの対応ではなく、関係者各課と連携もしながら、ヤングケアラー問題

に当たっているとのことですので安心しました。とはいえ、担当窓口は子育て支援課、教育委員会だけではないと思います。介護保険事業の中でも発見することができるのではないのでしょうか。庁内で情報を共有し、更に複数の部局で対応に当たるよう要望しておきます。

ようやく国がヤングケアラーについて法律をつくって解決に乗り出そうとしています。が、ヤングと言われるような子どもだけではなく、ダブルケアも社会問題として取り上げられています。育児と親の介護の時期が重なるダブルケアとなる人が、保育や介護保険制度を利用できず、更に実態が見えなくなっている問題が指摘されており、保育士さんの問題と重なりますが、ケアワーク全体の評価を上げていくことが、抜本的に必要ななっています。このダブルケアについての認識はおありでしょうか。

ヤングケアラーについて、職員研修や相談窓口を設けているとの答弁がありました。しかし、ヤングケアラーの中には、自分が世間で言われているヤングケアラーだという自覚がない子どもたちも多くいるそうです。また、相談を待っているだけでは、中々、太子町でのヤングケアラーがどれだけいるのか、どんなことで困っているのかが分かりません。まずは、実態を調べることから始めてはいかがでしょうか。実態調査をするお考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 私のほうからは、この間の町立学校における取組について、とりわけ、実態把握という観点からご答弁を申し上げます。

令和5年9月定例会でもご答弁を申し上げましたとおり、町立小中学校に在籍している児童生徒については、児童生徒の学校生活や家庭での様子などについて、子細な変化を見逃さないよう取組を進めております。また、子どもたちが日常生活で困ったことがあった場合に相談できるスクールカウンセラーを配置し、一人ひとりに応じた子どもに寄り添う支援を行っております。

更に、ヤングケアラーと思われる児童生徒は、家庭など学校外の環境に置かれていることが想定されていることから、スクールソーシャルワーカーを各校に配置し、スクリーニングをすることで児童生徒とその保護者に寄り添った対応ができるよう取組を進めてまいります。更に、学校現場がヤングケアラーのみならず、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、アセスメントの観点として、ヤングケアラーとはどのような状態を指すのかなどを教職員に周知し、子どもが家族の世話や家事を行うことで、年齢

等に見合わない重い責任や負担を負い、育ちや学びに影響を及ぼすと判断した場合には、速やかに情報を共有し、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげているところでございます。

このような取組を進める中で、町立小中学校においては、児童生徒が学校生活や家庭での過ごし方全般について悩みや困り事がないか、アンケート調査を定期的実施していることから、ヤングケアラーに特化した実態調査は現在のところ行っておりません。また、ご質問にございますダブルケアについても同様に、教育委員会としましては、上述のアンケート調査から個別対応するとともに、教職員に対して周知することで、児童生徒及び保護者が置かれている環境に対して、スクールソーシャルワーカー等専門家と連携しながら、きめ細やかに対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 藤井議員。

○4番（藤井千代美君） ありがとうございます。教育委員会では、町立小中学校において、児童生徒が学校生活や家庭での過ごし方全般について悩み事や困り事がないか、定期的なアンケートを実施すると今、述べておられました。ならば、そのアンケートを少し踏み込んだ設問にして、あなたはヤングケアラー（病気などの理由で家族の介護やケアをしている子どものことですが）だと思いますかと尋ねればいいのではないのでしょうか。教育委員会が、実態調査に加えるのは難しいことではないと思います。

大阪府は、令和6年1月に福祉部地域福祉推進室地域福祉課が、ヤングケアラー支援事例集を出しています。小学校、中学校、高校の事例が書かれており、本書が学校や福祉、民間支援団体などの子どもたちに関わる皆様のヤングケアラー支援の力になれば幸いですと書かれています。千早赤阪村は、この事例集を公民館などの公共施設に置き、誰でも見るができるようにしています。太子町でも事例集を学校や公共施設に置いて、いつでも手に取れるようにしてください。

子育てと家族の介護が一遍に重なるダブルケアに直面する人が、全国に少なくとも29万3千700人いることが判明しています。30代、40代の働く世代が9割を占め、離職を迫られる人が少なくありません。超高齢化社会や晩婚、晩産化を背景にダブルケアに広がり、社会を支える現役世代により重い負担がのしかかっている実態が浮き彫りになりました。いち早く、2016年にダブルケア専門窓口を設けた堺市は、基幹型包括支援センターで、子育てと介護の両方を担っているダブルケアの相談窓口を開設していますが、ダブルケアの社会的に認知も低く、問題がまだあまり表面化されていません。

解決策も見いだす議論も十分でなく、国や自治体からのサポートも整備が不十分です。
まだ、このような状況ですが、太子町でもダブルケアについての認識を深め、取組を行うことが必要ではないでしょうか。

ダブルケアについても、全庁的な取組が必要だと認識しているとの答弁でした。子育て支援課、高齢介護課、教育委員会など、あらゆるヤングケアラー、ダブルケアを見開きできる部局同士の連携を深め、そのためには実態調査をすることと専門の窓口を設置するよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、藤井議員の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前 11 時 33 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（山田 強君） それでは、再開いたします。

次に、5 番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔3 番 西田いく子君 登壇〕

○3 番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1 問目、組織体制の改革は成功したと考えるのか。職員を大切にしてきたのか、このことをお尋ねいたします。

4 年前の4月の太子町役場は、4人の部長さんがそろって定年退職を迎え、全ての部を副町長が兼ねる形でスタートしました。その後、田中町長が誕生し、4月20日のご挨拶では、役場内の透明化を進め、議会をはじめ、議論を尽くしながら重要な施策の方向性を定めてまいります。また、職員がやる気を持って、今以上の能力を発揮できる環境を整えつつ、一丸となり諸課題に取り組んでまいります。と書かれてあります。初の定例会となる6月定例会での所信表明では、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図るため、組織体制の改革をこの秋をめどに行ってまいりますと、機構改革に着手いたしました。1期4年が終わろうとしている今、これでよかったのか、町長の組織体制の改革に対する自己評価をお尋ねいたします。

昨年の12月定例会でも、住民と共に歩む住民本位の町政を進めているのでしょうか、これを質問いたしました。住民や議会と十分な議論ができたと考えているのか、職員さんが能力を発揮できる環境がつけられたと考えているのか、これも町長に質問いたしま

した。そのときの職についての政策総務部長の答弁が、職員がやる気を持って、今以上の能力を発揮できる環境ですが、現在、令和３年度に全庁的に整備したチャットツールを活用し、職員が気軽に効率的にコミュニケーションや情報共有を行える環境を整えつつ、人事評価制度においては、成果のみではなく、面談を通じて仕事への意欲や取組姿勢などのプロセス面も評価することで、職員のモチベーションアップにつなげております。その成果の１つとして、今年度、事業構想大学院大学と共に新たに実施している事業構想プログラム研究にダイードリンコ、江崎グリコ、島津製作所など民間企業の職員と共に、本町から３名の職員が率先して手を挙げ参加しているところであり、今後とも職員が意欲を持って働くことができる職場づくりに努めてまいりたいと考えておりますとの答弁でした。

町長ご自身の言葉では、住民本位の町政との言葉の意味、機構改革をした意図、改革したことで得られたと考える住民への効果や反省が語られることはありませんでした。１２月定例会前の１０月に発表されている令和６年度予算編成方針では、管理職員のマネジメント力が見える良さ、各部課長が主体となり予算枠の管理と財源を意識しながら、本町の行財政運営の効率化や課題解決に資する予算となるよう、本方針に基づく明確な指示を課員に与えることとあります。管理職員のマネジメント力が見えていない予算になっているから、方針に掲げたのか、更に、予算枠の管理と財源を意識することを求めるために掲げたのか、どちらなのか分かりません。町長は、この４年間を通じて、組織体制の改革が成功したとお考えでしょうか。町長ご自身で、組織体制の改革に対する評価についてお答えください。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 組織体制について、私のほうからご答弁申し上げます。

令和３年４月に実施した組織改正は、当時、激甚化する自然災害や収束のめどが立たない新型コロナウイルス感染症などの新たな危機事象に加え、少子高齢化、人口減少など社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズへの対応、また、直面する様々な重要課題や行政課題に対し、機動的かつ柔軟に対応するため、より効率的・効果的な体制を目指し、組織体制の見直しを行ったものでございます。

その見直しを受け、例えば令和５年５月のコロナ感染症の５類への移行までの３年間は、住民皆様の安全・安心を第一とし、ワクチン接種では、当初は全庁的な応援体制を取り、その後、ＰＴ体制を構築するなど機動的に対応することで、効率的な業務運営に

努めてまいりました。また、コロナ関連事業の実施に当たっては、職員による事業提案制度を設け、生活支援事業者支援など、およそ100に上る事業に職員一丸となって取り組んでまいりました。そのほか、職員の意識改革と資質向上に向けた人事評価制度の見直し、チャットツールを活用した情報共有、育児休業の取得要件緩和などによるワーク・ライフ・バランスの充実などにも取り組み、これまで経験し得なかった緊急事態という状況の中、組織全体で考え行動できたことは、士気高揚、公務能率の向上を図ることができ、組織体制の改革という点では、一定効果があつたものと捉えてございます。

また、今後ますます多様化する行政課題に対して、今年度実施した事業構想大学院大学との連携による事業構想プロジェクト研究では、多様な民間企業との連携の下、職員の能力向上に向けた業務研修としても成果を期待するものであり、今後の効率的な行政運営につながるものと考えてございます。引き続き、創意工夫を凝らしながら、機動的かつ効率的な行政運営に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 効率的というのがとてもよく出ていたんですけれども、公務職場で本当に効率というのが大切なんではないでしょうか。本当に職員さんの健康状態も気になるんですけれども、2022年度に精神及び行動の障がいにより1か月以上休んだ自治体職員は、人口10万人当たり2千142.5人、約2.1%であり、令和3年度より、239.2人、12.57%増加しており、10年前の約1.8倍、15年前の約2.1倍、この調査結果が、地方公務員安全衛生推進協会の調査で分かっております。それだけ公務職場は大変になってきているのではないのでしょうかね。コロナで100に上る事業、みんなでやったっていいですけども、それだけの事業が増えていて、今の職員さんでいけるのかというのを考えるべきではないのでしょうかね。

私は適正な職員数を上げながらも、その職員数ですら年度初めから足らず、また、定年退職を待たず役場を去る職員が少なくないこと、60歳定年後も再任用職員として働くベテランの方が、年金支給の年齢まで働き続けられない現状、コロナ禍では集団接種や給付事業の増加で土日もなく働く職員さん、コロナが5類になってからは、公民連携、万博の機運醸成、土日に休みが取れているのか心配になるほど、イベントが目白押しの現状。これは職員さんを疲弊させてしまわないか、有給は確保されているのか。特に管理職の方が、有給が取れているのか心配ですし、休みを取れない管理職を、では私は管理職になろうと希望する職員がいるのかとも思いますし、このような忙しさの中で職場

環境にゆとりがなくなって、先ほども言いましたけれども、心の問題も含めて職員の健康は保たれているのか、職員一人ひとりの顔を見た労務管理は適切に行われているのか、また、女性の管理職が府内最低クラスの現状はいいと思っているのかなど、折に触れて職員さんのことについてはお尋ねをしてみました。

12月議会の一般質問で、議会をはじめ、議論を尽くしながらと言いながら、あまりにも議会に対しての説明が不足していることを改善するように求めましたが、改まりません。議会に説明する必要なしとお考えではないと思いたいので、機構改革、これも完全ではないと思いますので、機構改革というのであれば、たしか田中町長が太子町議会の議長の時、平成27年度からだと思うんですけども、議会事務局長が課長クラスになってしまいました。機構改革というならば、議会と当局の調整がスムーズにいくように、部長が集まる政策会議に議会事務局長が出席できるよう、議会事務局長は部長職に戻すことなども検討してもおかしくないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

特に、職員が足りないと言いながら、広報に記事が出ない月がないほど実施している公民連携ですけれども、これも議会に丁寧な説明がないものですから、何をしているのか、さっぱり全容が見えてきません。先ほども、事業構想大学院大学と民間企業ともいろいろやっていると言いますが、成果を期待していますと言いますが、では、その成果は何なのかというのはさっぱり分かりません。説明できるようにしていただきたいものです。

何より、役場の仕事は住民福祉の向上だと思うのです。その点で、住民福祉の向上につながっているのか、甚だ疑問を感じております。公民連携が住民福祉の向上につながっているとお考えなのか、具体的な例をかけて、本当に分からないんです。私たちに分かるように、公民連携と住民福祉の向上について丁寧にお答えください。

念のため、例規集にあります職員のサービスの宣誓に関する条例を職員さんに思い出していただきたいと思います。趣旨は、第1条、この条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。サービスの宣誓書に年月日、署名をすることになっていますよね。宣誓書、私はここに国民が主権を存することを認める日本国憲法を尊重し且つ擁護することを固く誓います。私は地方自治及び教育の本旨を体すると共に公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓いますと署名を求められています。それに署名されてこられた方が職員さんだと思います。

予算編成方針に書かれてある行財政運営の効率化、この効率化のために太子町の職員になっているわけではなく、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓っているわけです。町長がどなたになっても、普遍的に宣誓書どおりに実行すべきものです。この誓いを実現する職場環境があり、組織体制が組まれているのかということを考えるのが、太子町長の仕事ではないでしょうか。主権在民、国民主権です。太子町の住民が主人公だということです。上が決めたことであっても、住民の福祉につながらないと考えれば、意見を言える職場環境にあるのか。何を第一に町長が町政を運営しているのかが問われることだと思っています。町長は、住民福祉向上のための町長として存在しているとお考えでしょうか。私は様々な問題があると思っているのですが、町長はこの4年間で100点満点だと考えているのでしょうか。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 退職者、病休者などに関しましては、職員それぞれの生活設計の考え方や職場への適応の問題など、いろいろな事由があると思いますが、産業医による面談やストレスチェックの受診、衛生委員会を通した職場環境改善など、その対応に努めているところでございます。再任用職員につきましても、長年培った知識や経験を次世代へ継承し、住民サービスの向上につなげられるよう、活用の在り方についても検討を重ねてございます。

また、休日出勤や超過勤務など労働環境に関しましては、ここ数年の有給休暇取得率は、令和3年度では11.1日で29.2%、令和4年度では12.8日で33.6%と改善の傾向にあり、毎週水曜日及び給料日をノー残業デーとして庁内放送で周知するほか、退勤管理システムによる勤務時間の見える化にも取り組んでいるところでございます。少しでも、早く業務を終えることができるよう、環境改善に努めてございます。

女性管理職につきましては、管理職全体に占める女性の割合としまして、平成30年度の12.2%から、令和5年度では27.9%と、これまで少なかった女性管理職が増加しており、引き続き女性が力を発揮できる環境整備を推進するとともに、意欲と能力のある女性職員を登用してまいりたいと考えております。

議会事務局の人事構成をはじめ、組織体制の見直しにつきましては、現時点では予定はございませんが、今後の社会情勢の変化に応じ、また、現体制の課題点を精査する中で必要に応じて検討すべきものと考えてございます。

職員の確保等を検討すべき課題はございますが、職員が疲弊することなく、働きやすく、また働き続けようと思える魅力あるより良い職場環境をつくっていくため、課題解決に向けた取組を継続してまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 人事のことは政策総務部長が決めるということで、町長が答弁するものではないというのが太子町ようです。私たち日本共産党は、いつまでも住み続けられる町、太子町をつくろうと、住民さんの意見・要望を聴き、町政に反映してもらうために議員として活動しております。私は町長でもありませんし、10人いる議員の中で日本共産党は2人ですから、多数決で物事が決まる中では、幾ら共産党が公約に掲げても、すぐ実現できるわけではありません。それでも粘り強く住民の願いを議会に届けていくうちに、議会も町政も変わっていくわけです。

私たち日本共産党の議会での要求は、私たち個人の要求ではなく、住民の皆さんの願いだからです。ですから、それは国が動くこともありますし、党派を超えて太子町が動くこともあり、実現してきたということです。扇風機しか設置してもらえなかった学校に、今ではエアコンが設置されています。図書室しかなかった太子町に、図書館もできました。循環バスも走り出しました。学校給食は無償です。18歳まで自己負担はありますけれど、子どもの医療費助成は拡充されてきました。これらの住民の願いが一政党の要求だからではなく、あるとき太子町として実行しようとなるときが必ずやってくるのです。そこには住民さんの願いがあります。また、この施策をやるとなったときに、誰の力が必要なのか。議員でも町長でもありません。施策を実行するために必要なのは、職員さんです。職員さんが、予算も見据え、国や府からの補助金などはもらえないのか必死で考えてくれるから、住民の施策として実現するわけです。住民福祉の向上、住民サービスを提供するための仕事をする職員さんをないがしろにしているのか、忙しさに振り回されているのか。休職や急な退職者が出る度に、兼、兼、兼、兼務でいいのか、そのことが問われているのです。

ちょっと例に挙げて申し訳ありませんけれども、高齢介護のことをさんざん今議会で言いましたから、介護認定のことを例に出させていただきますけれども、既に法で定められている、30日で認定できない、こうもおっしゃっているではないですか。コロナが明けて、臨時的な申請への延長がなくなったことで、一気に申請が増えるというお話もお聞きになっていたと思います。担当窓口がしんどい、大変やということは、これは

職員さんがしんどいだけではなくて、住民さんに負担をかけるということです。

来年に迫った万博については、町長は答弁に立ちましたけれども、住民さん、国民は関心がないどころか、これは不必要だと思っているのが68%、約7割にも上っています。これを推し進めることをよしとするのが、太子町の仕事なののでしょうか。今でも職員さんが足りなくて、休職というお話もありました。この状態を何とかしようとは思っていないのでしょうか。更に、職員さんはこの万博の機運醸成のために、通常業務以外の仕事が増えるんじゃないのでしょうか。今以上仕事が増えて大丈夫なのか、このことが心配です。

町長が政策総務部や秘書政策課を信頼してお任せしているから、答弁に立たないのかとは思いますが、何を誰をどこの部署に置くのかまで決めるべきだとは思っていません。でも、町長として町にとって住民サービスにとって欠かせない、本当に大切な職員さんが今どんなことで困っているのか、この困り事を解消するのに、今の組織体制でいいのか、この4年間を振り返ることができる、これは町長だけではないのでしょうか。

これまでいただいた町長直通便について、これは令和5年10月から12月の受付分からですが、ここに書かれておりました。12月18日の太子町議会の一般質問をネット配信で視聴したが、答弁が早口で何を言っているのか分からないし、ネット配信するのであれば、もう少しはっきりゆっくり話してほしい。私もちょっと気をつけたいと思いますが、また、議員が町長に対して質問したことを町長ではなく、政策総務部長が答えられていた。議論の中身より、一般質問は形ばかりだと本当にがっかりだ。これが住民さんの声です。これに対する答えが、町議会での一般質問に対する答弁が聞き取りづらいとのご指摘については、傍聴されている住民の皆様を常に意識し、より聞き取りやすい答弁を行うよう努めてまいります。また、答弁者については、町長への一般質問であっても、最も適切な答弁を行うために、副町長、教育長及び各担当部長が答弁する場合がございます。でした。4年間の機構改革がどうだったのかを問われ、最も適切な答弁を行う人が、太子町では町長ではなく政策総務部長だということを住民の皆さんにもお知らせしたいと思います。では、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2問目、公共交通は住民の声を聴け、このことについて質問いたします。2023年5月19日に金剛バスが路線廃止を告げられながら口止めをされ、発表は関係する4市町村の議員は9月8日、全国ニュースになって住民が知ることになったのが

9月11日でした。しかし、発表までの約4か月間、何もせずに過ごしていたわけではなく、19回も事務担当者間で打合せをしていたと議会でお答えがありました。当然、近畿運輸局、大阪府も関係していたはずです。しかし、12月に新路線を確保しようと思えば、11月中に申請しなければならないという時間との勝負の中で、住民の声を聴くことなく、12月21日からの運行にこぎ着けることができました。

私たち議員も住民の方々も、公共交通、バスがなくならなかったことには、胸をなでおろしておりますけれども、便数減、一部の路線廃止、運行コースや各所お出かけ支援などの制度廃止など、早急に改善を求める声が上がっています。じっくり考える時間ができたかと思っていれば、今度は6月までに太子町地域公共交通計画をつくらなければならないと、新たな急ぐ理由を持ち出し、またも住民の意見を聴かずに計画を策定しようとしています。

改めて、お尋ねいたします。一体誰のための公共交通、バスだとお考えなのでしょう。住民の声を聴かずに走らせるバスでも構わないというのが、町長のお考えでしょうか。

太子町地域公共交通網形成計画の策定時には、何度も住民の声を聴く場を設けました。平成29年度には一千通出して、回収は439通でしたけれども、アンケートを取りました。平成30年度には、公共交通空白不便地域、聖和台・磯長台地域、畑・山田地域に対して交通に関するアンケートを954通、回収は562通でした。アンケートを取りました。交通に関するワークショップも5回実施いたしました。ところが今回、太子町地域公共交通計画策定に対しては、急ぐことを理由にアンケートもワークショップも住民説明会も一切しないと言っています。唯一やりますと言っているのが、パブリックコメントだけです。ただ、バスを走らせるだけでは意味がないんじゃないんですか。住民の声を聴かずに、住民の願う公共交通、バスを走らせることができると真面目に考えているのか、教えてください。

この太子町公共交通計画素案に書かれている地域公共交通が目指す将来像、住民の暮らしやまちづくりの土台となる持続可能な地域公共交通の実現は、今後5年間の公共交通に対する考え方の柱となるものです。その中に書かれております、持続可能という言葉が持つ意味が、何度説明を求めてもはっきりしません。持続可能という言葉を共通認識にする必要がありますので、ここで使われている持続可能についてお答えください。

以上、答弁を求めます。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 地域公共交通に関するご質問について、私のほうからお答え申し上げます。

人口減少や高齢化が進む中、本町では自動車を移動手段として利用している人が多く、将来にわたり地域住民に利用される、持続可能な公共交通体系の構築を図る必要がございます。このような背景の下、本町の地域公共交通は太子町地域公共交通網形成計画に基づき、3つの基本理念である「平等な外出機会の支援」「地域で支え合うコミュニティの推進」「多様な人の交流の創造」の実現に向け、実施しているところでございます。

そのような中、昨年、本町の基幹的な地域公共交通を担ってきた路線バスが運転手不足等の理由でバス事業を撤退いたしました。その経過を改めてご説明いたしますと、令和5年5月に金剛自動車株式会社から、約半年後に事業を廃止する旨の説明を受けて以降、速やかに対応策を実施できるよう、金剛バスが運行する地域である富田林市、河南町、千早赤阪村及び本町の4市町村が共同で、大阪府並びに近畿運輸局に助言を受けながら、路線維持に向けた検討を重ねてまいりました。また、9月11日の同社による事業廃止公表後は、4市町村地域公共交通活性化協議会を立ち上げるとともに、本町地域公共交通会議も開催する中で、喜志循環線の運行や上ノ太子駅への路線検討などについての議論を行い、12月21日からの代替交通による運行により、住民の移動手段の確保につなげることができました。

現在は、代替交通の運行と併せて、地域公共交通計画の策定を行っているところですが、この地域公共交通計画は、今年6月までに策定することにより、運行経費の赤字分に対して国からの補助金交付の要件を満たすことが可能となります。国への手続き等を考慮すると時間が限られているため、アンケートを取りながら計画策定を進めることはできませんでしたが、公共交通会議各委員で精力的に議論を進め、太子町地域公共交通計画の素案を取りまとめていただき、4月1日からパブリックコメントを実施することとしています。

なお、住民の声を聴いていないというご指摘につきましては、公共交通会議は区長会をはじめとする地域の住民の皆様で構成される団体や議会から選出された代表などで構成されており、その点において住民の皆様にも検討に参画いただき取りまとめているものと捉えています。今後、鉄道との接続などによる時刻表変更や運行ルートの再検討などを適宜、内容を見直すことが重要と考えておりまして、利用者の声を聴き

ながら、より利便性・効率性、そして持続性の高いものにしていきたいと考えております。そのためにも、利用者に対するアンケート調査等の実施に向け、検討していきたいと考えているところです。

ご質問いただきました持続可能という言葉は、一般に将来にわたりサービスを提供し続けられるという意味と認識しています。そのためにも、住民、行政、事業者それぞれが役割を果たしながら、将来にわたり地域公共交通を支え合っていく必要があると考えています。地域公共交通計画（案）におきましても、将来にわたりサービスを提供し続けるには、住民においては公共交通に対する意識の向上や積極的な利用、行政や事業者においては利用促進や利便性の向上、無駄をなくした効率的な運行等が求められると記載されているところでございます。このため、本町においても令和6年度には低床化車両を新たに導入するなど、子どもから高齢者、障がい者など様々な人がスムーズに乗車していただけるよう利便性向上に努めることとしています。

今後も引き続き、住民の皆様にとって、より良い地域公共交通の運行に努めてまいりたいと存じます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。持続可能ということをおっしゃっていただきましたけど、素案には、今、副町長が言われたことがそのまま書いてあります。この持続可能、私はそういう字面はそうなんです、住民に置いた公共交通に対する意識の向上、積極的な利用。そうしてもらったらいんですけれども、利用する住民がいる限り、もう走らせるのが公共交通だという意味で使われているということであってほしいんです。たとえ乗客が1人になっても太子町は走らせるんだ、持続していくんだと、そのときはバスなのかタクシーなのか、ピンク色の軽自動車のような形なのか、それは分かりませんが、走らせることが公共交通の持続だと考えているんです。そう考えていることに間違いはないんでしょうかね。財源が続く限り、お金が続く限り、こういう捉え方をしている方がいるではないですか。収支率も書かれています。この収支率なんかを評価の対象にされたら、太子町にお金がなくなれば廃止するのではないかと、収支率向上のために、運賃の値上げ、路線の廃止をするのではないかと、住民さんは心配をしているわけですが、そんな考え、お金は含まれていないんですか。これをもう一回答えていただきたいと思います。

栃木県小山市が運行する小山市コミュニティバス、通称「おーバス」というらしいん

ですけど、これは全国で珍しい黒字のコミュニティバスだそうです。運賃は200円、太子町と一緒に。安くはないではないか、そう思いかもしれませんが、この割引の定期券が本当にすごいんです。ホームページを見ていただいたら分かるかと思うんですが、通常運賃より最大8割引、「おーバス」乗り放題の定期券「n o r o c a a」発売中とホームページに書かれています。2万8千円の1年間の「おーバス」全線乗り放題定期ですが、365日乗れば、1日約80円で乗れます。12か月定期なら週1日から2日使うだけで元が取れてしまいます。もちろん何回乗換えても乗り放題ですとのこと。太子町も、この小山市のように割引率の高い定期券を発行してはいかがでしょうか。住民の方も定期を見せればいいだけですから、便利。黒字になってこの小山市は、次は何をするのか、この4月から試験的に80歳以上の市民の運賃を無料にするそうです。コミュニティバスを地域の公共交通の要として位置づけて、高齢者の自動車から公共交通への転換や自動車を運転しない高齢者の外出促進を狙っているとのこと。ぜひ先進事例を研究してもらうよう、これは要望しておきます。

本当に、より良い公共交通にしようとお考えであるならば、何よりも住民の声を聴くことから始めてください。今ようやくアンケートを取ろうとしているというお話もありましたけれども、アンケートを取るのには本当にこれが計画に直接反映できなくても、今の住民さんの声やということで本当に聴いていただきたいと思います。60円で乗ることができていた、本当にこのお出かけ支援の補助制度廃止、この辺に対する怒りが強いことは分かっていると思いますし、直接聴いている職員さんもいらっしやると思うんです。60円で乗ることができていたのに200円、たった1駅、数百メートル乗っても往復400円、これでは乗ることができない。この物価高と言われるときに、3倍以上の値上げを太子町がどさくさに紛れていたしました。毎日乗っている高齢者ばかりではありませんから、2月になって初めてお出かけチケットを手に、のってこバスに乗ったら、チケットが利用できなくなっていることを始めて知って困ったという住民さんもいらっしやいました。元々高齢者のお出かけ支援から始まった公共交通なのに、真っ先に高齢者を排除してしまったことに対する反省を求めます。

それでも、恒久的に廃止するとまでは言っていないように思います。聴きながら、進めながら変えていきたいとおっしゃっておられました。その中で、お出かけ支援を復活させるべきだと考えますけれども、これも含めて恒常的に考えていただけるのでしょうか、どうお考えでしょうか。

そして、今一度、持続可能についての考え方、確認です。お金がなくなれば廃止する、収支率が悪くなれば運賃の値上げ、路線の廃止をする、こんなことをされるんではないかと住民さんは心配しているわけですがけれども、この持続可能と太子町が言う中には、そんなお金のことの考えは含まれていないんですか。このことを2つお尋ねいたします。答弁をお願いします。

○議長（山田 強君） 副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 議員からの再度の質問についてお答え申し上げます。

まず、持続可能性の件でございますけれども、先ほども答弁で申し上げましたとおり、持続可能という言葉には将来にわたりサービスを提供し続けられるという意味というふうに考えております。この点において、サービスを提供し続けるというところでいいますと、サービスを受けるほう、それからサービスを提供するほう、いずれの両面においても持続可能であることが必要であるというふうに考えております。そういった意味で、サービスを提供する側からしてみますと、当然事業者において運転手さんが確保できると、そういった意味での持続可能性もございますし、また、行政においても今般の再編に当たりまして、令和6年度予算では、4市町村協議会の負担金で4千万円ぐらい、それから町のコミバスの運行委託経費で同じく4千万円、それから、車両購入費で5千万円ということで、計1億5千648万円を計上しているところでございまして、非常に多額の経費が必要となっているところでございます。そういった意味において、行政においても、財政面においても持続可能性というところは求められているというふうには考えておるところでございます。

続いて、運賃、それからお出かけ支援に関するご質問でございますけれども、町が運行するコミバスの路線、それから運行形態、運行計画、運賃につきましては、町の地域公共交通会議で決定されたものでございます。したがって、運賃の在り方につきましても、第一義的には町の地域公共交通会議においてご議論、判断いただく事項かなというふうに考えております。

それから、3点目のお出かけ支援に関するご質問でございますけれども、お出かけ支援や乗り継ぎ割引につきましては、従前、金剛バスさんの協力を得て実施してきたところでございますが、運行主体が今回変更になりまして継続できないということなどから、公共交通会議での議論を経て、一旦廃止されたものでございます。利用促進策につきましては、町の地域公共交通会議の中で、福祉の観点も含めて利用者増のためにどのよう

な取組が有効かといった観点などから、適宜、議論・判断されていくものというふうに考えておるところでございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） 政策に住民福祉の向上というのを頭に置いて、おっしゃっていただきたいなと思います。財政面はお金がかかりますから、ただでは走りませんので、考えなあかんと思うんですけれども、考え方が住民さんから運賃を取って、200円では足らんから400円、500円、600円、700円、1千円取ったら済むという話ではなく、先ほど言いました小山市のように、これは1年の定期、2万8千円って1年分の定期なんですけど、先に現金をもうといて、それで乗りたいだけ乗ってくださいということで、黒字が生まれているということですので、いろいろなやり方があると思うんです。住民さんに少しでも負担をかけずに、でも喜んでもらえる公共交通にさせていただきたいと思います。

私が住民さんから聴いている、この公共交通についての要望・意見は、1時間お時間をいただいても紹介できないぐらいたくさんあります。地域公共交通会議で、議員の皆さんも住民代表として入っているではないですかとおっしゃいますけれども、皆さん、帰る時間もありますし、会長さんも遠いところからお越しいただいていることもありますし、無制限の時間を与えられているわけではない中でお話しさせていただいております。また、地域の住民の皆さんの代表をする区長会の方がいらっしゃるのではないですかとおっしゃいましたけれども、お休みいただいていたよね。あまり発言するのはお聞きしないのですけれども、それをもって住民代表がいるから、話を聞いているからいいという話にはならないと思います。

住民さんからいただいている要望・意見の一例です。高齢者の方、喜志駅、上ノ太子駅を降りたらバスが来るまで1時間近く待たなければならないぐらいに、時間が合わないときがあるみたいです。ただ、そのときに荷物を持って、寒い日で雨が降っていたら傘を持って待つのがどれだけつらいか、そうおっしゃっていました。これまで喜志駅を降りて、金剛バスに乗ろうと思ったら、金剛バスは時間になるまでバスの中で乗客が座って待てるようにしてくれていたそうなんです。ところが、近鉄バスになった途端、バスの扉は閉じられたままだそうです。雨風が防げるバス停をつくるのもいいでしょうけれども、金剛バスができていたことですから、コミュニティバスであっても、金剛バスであっても、バスの中で待たせてもらえるよう改善をお願いしたいと思います。

お金の問題を言うのであれば、議会でもおっしゃっておられましたけれども、スクールバスに活用したらどうですか。そしたら、国からの補助金も出るんじゃないんですか、そんな提案もありました。いろいろお考えになっていただきたいと思います。高齢化が進む中で、大学の先生の勉強会で公共交通について聞いていたんですけれども、この先生がおっしゃっていたのは、一体、高齢者はどれくらいの距離、休まずに歩けるのか、ご存じですか。ちょっと交差点のところで測ったそうです。高齢者の方は約100メートル歩いたらちょっと一服して歩いているそうです。交通空白地域をはかるとき、バス停までの距離は100メートルではなかったと思うんです。300メートル、それぐらい取っていたと思うんですけれども、高齢化が進む中で100メートルを単位に考える必要が生まれています。パブリックコメントを否定しませんが、残念ながら意見が上がっていることはまれではないですか。ですので、アンケート、本当にしっかり取っていただきたいと思います。

畑地区のコミュニティバス、畑南、畑北のバス停に行けるんでしょうか。これは行けないということをおっしゃっているわけです。車両の大きさが違うから、ポンチョバスになったら。ほな、無理は無理ということです。だったら路線を廃止するのか、そうはならないと思うんです。たちまち畑地区の方がお困りになるんじゃないでしょうかね。ワゴン車を走らせるなど、考えておられるとは思いますが、何も畑の方に対して答えてはいただいておりません。不安に感じている畑地区の人に説明会を開催して安心させてあげることだって必要だと思いませんか。ですので、畑地区に対して、必ず住民説明会を実施することを求めます。

今回、策定予定の太子町地域公共交通計画素案ですが、評価できる点として、公共交通を住民の暮らしやまちづくりの土台と捉えた点があります。そう考えるのであれば、土台をしっかり築く必要があります。土台をつくるのは、住民の声以外にありません。公共交通を考える上で一番重要なことです。公共交通については、住民の声を聴く、これを徹底していただくことを強く求めます。土台をおろそかにして良いものができるはずがありません。機構改革は更に進めるべきだとは思っております。富田林では、道路交通課で公共交通について扱っています。太子町でも、公共交通はたくさんある業務の1つではなく、土台として、1つの事業として丁寧に扱う部署を検討していただきますよう要望いたしますので、この質問を終わります。

最後に、災害支援にジェンダー視点を求めて質問いたします。

能登半島地震でお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして能登半島地震など、多くの人的被害や住家被害がマグニチュード6から7クラスの地震によって引き起こされてきました。地震による被害が発生する度に、政府の対策の遅れが指摘されており、過去の教訓が活かされているとは思えない状況です。太子町では、能登半島地震被災地に職員さんを派遣しています。太子町の災害対策に活かせるのか、派遣された職員さんの声を聞き取っていただいているのでしょうか。特に、被災直後の労働力が必要とされたときと比べ、ソフト面が求められている中で、太子町から女性職員が派遣されたことには大きな意義があると思っています。被災地の声など聞いてきたのであれば、ぜひ紹介していただきたいと思います。答弁でよろしく願いいたします。

太子町での災害窓口は、自治防災課になっています。太子町が被害に遭って被災され、避難所生活を強いられる住民さんがいた場合、この住民さんに男女の人数の差はないと思います。ところが、自治防災課に女性職員はたった1人です。ジェンダー平等の視点を持って、自治防災課の職員配置を考えていただきたいと思うのですけれども、自治防災課に女性職員を増やす考えはありでしょうか。

子どもや女性、高齢者、障がい者が弱者に当たると思うのですけれども、弱者に対しての特別な視点はお持ちでしょうか。特に、女性が避難所で着替えをのぞかれるなど、性的被害が起こっていると報道されています。トイレの問題も深刻で、トイレの数が足りません。能登半島地震では、トイレは男女共用で、夜は照明も少なく怖くて使えず、我慢して体調を壊したなどの切実な声が上がっています。太子町の防災計画では、十分なトイレの数が確保されているのでしょうか。避難所の在り方、体育館や公民館跡地の扱いなど、町の基本姿勢はどうなっているのでしょうか。災害時の職員体制は十分でしょうか。女性が1日に必要とする生理用品が幾ら必要か、ご存じで備蓄しているのでしょうか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町の災害支援について、私のほうからご答弁申し上げます。初めに、1月1日、能登半島で発生しました令和6年度能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、災害で被災された方々にお見舞い

を申し上げます。

ご質問の女性の派遣についてでございますが、今回の能登半島地震の支援に関しましては、大阪府と府内市町村が協力し、石川県輪島市の避難所の運営支援に職員を派遣してございます。大阪府から、性別を指定しての派遣要請はございませんでした。このことから、本町におきましても、性別を問わず被災地への職員派遣に参加意思のある職員を募り、申し出のあった者を派遣職員として決定したものでございます。しかし、避難所には、年齢や性別を問わず、様々な方が避難されていますので、本町の女性職員が支援を行っているときに避難されている方から非常に感謝されたと報告を受けております。避難所の運営などソフト面において、女性職員の支援が大いに役立っているものでございます。

また、本町で災害が起こった際、自治防災課が現在の男女比率でいいのかということでございますが、他自治体の状況を見ますと、危機管理部局に女性職員が配属されていない自治体もございます。本町におきましては、職員配置につきまして性別の区別はなく、それまでの課の在職年数や異動履歴、課全体のバランス等を考慮して総合的に配置しておりますが、災害対応や備蓄品の購入など、女性の視点を反映すべきものとの考えから、自治防災課に女性職員を配置してございます。

また、災害時における配備マニュアルでは、職員全員で対応する体制を取り、年齢や性別などを問わず、様々な被災者に対応できる配備体制を取れるようにしてございます。今後、職員一人ひとりがジェンダー平等の視点を持ち、様々な配慮ができる意識づくりに努めることも必要であると考えてございます。

次に、女性が安心できるスペースの確保についてでございますが、本町ではプライバシーを確保するための間仕切りテントの設置や授乳場所を兼ねることがある女性用更衣室などの個室を速やかに確保することとしております。また、仮設トイレの配置につきましては、防犯や安全面から目の行き届く場所に設置することで、昼夜を問わず、安心して利用できる環境づくりが必要であると考えております。備蓄品につきましては、大阪府と府内市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会において、アルファ化米などの食料や生理用品など重要11品目について、府と市町村の備蓄割合や必要数を決めておりますが、本町ではその必要数を上回る数を備蓄してございます。なお、今回、被災地に派遣した職員の意見を参考に、災害用トイレを含む備蓄品の充実を図ってまいります。

今後は、体育館などの避難所の環境整備についても検討を進めるとともに、被災地に派遣した職員が現地での活動を通して感じたことや、災害対策に対する提言を本町の取組に活かしてまいりたいと考えてございます。

○議長（山田 強君） 西田議員。

○3番（西田いく子君） ありがとうございます。被災地に行かれた職員さんのお話は、一部の方が聞いて太子町の災害対策に活かすというよりも、住民さんにも聞いてもらったらいいんじゃないでしょうか。そういう災害を考える何か日をもって、お話ししてもらおうとか、少し住民を巻き込んだことでお話をしてもらおうようにしていただきたいと思っています。

ジェンダー平等の視点は必要だとおっしゃっていただけたことはうれしく思います。ちなみに生理用品、1日幾らになるかと数はおっしゃいませんでしたけれども、3時間置きに交換するとしたら1日8枚で、1週間に1人56枚必要、こういう計算をする方がいらっしゃるんですけども、それだけの数が太子町にもあるのか、今一度調べていただけたらと思います。女性ならではの困り事を男性職員に言うのは苦痛だということを、この能登半島地震での被災地の女性がおっしゃっていたそうです。また、生理用品、これは永久に使えるわけでありません。備蓄品について、府とも協議しているとおっしゃいましたけれども、この生理用品は3年をめどに、定期的に見直すことを推奨しているとのこと。永久に使えるわけではありませんので、何度もこれもお願いしているんですけども、期限切れ前に公共交通や学校施設のトイレ内に常備すること、これをお願いしております。これ実施していただけないでしょうかね。河南町はもう随分前から、トイレに生理用品を常備されていますし、千早赤阪村でも置かれています。置いたからといって盗まれて困っているという話は、いまだ聞いたことありません。こんなところからも、女性職員の管理職登用、これも考えちゃうんですけども、ぜひ管理職登用、もっともっと進むようお願いしたいと思います。

地震防災対策は、特定の想定に基づく大規模地震だけに限定せず、日本列島のどこにでも起こり得る地震を対象に、防災対策に必要な予算と人材を確保することが必要だと思っています。日本ではジェンダー平等が、世界の中でも大きく立ち後れています。国会議員に占める女性の比率も、男女賃金格差も主要7か国、G7で最低、最悪です。太子町でも女性の課長さん、ようやく2人です。男性より女性のほうが多く働いているように見えますけれども、女性の多くは会計年度任用職員さんで、正規の職員さんではあ

りません。ですので、災害時に招集することができません。災害時の対応のためにも、非正規ではなく、正規の職員さんを増やす必要があるのではないのでしょうか。

本当に災害対策では、何よりジェンダー平等の視点は不可欠です。避難所におけるスフィア基準、スフィアスタンダードでは、安全で人権が守られる避難所の設置運営など、様々な対策での女性の意思決定の参加が重要だと書かれてあります。例えばトイレについては、20人につき最低1つの設置、男女比は1対3が必要だとされています。避難所及び避難先の住居では、1人当たりのスペースは最低3.5平方メートルを確保することを基本指針の1つとして掲げています。また、内閣府の男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインでは、男女別の更衣室設置や男女のトイレを離して設置し、女性を多くするとしています。全国で災害対策部門の職員に女性がいない市町村が6割あり、どうしても男性目線での災害対策になるため、ガイドラインに書かれていることが徹底されている状況にはありません。

太子町として、自治防災課の職員が本当に1人でいいのか、職員配置についてしっかり検討していただくことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田 強君） これにて、西田議員の質問を終わります。

次に、6番目、辻本馨議員の質問を許します。

辻本馨議員。

〔8番 辻本 馨君 登壇〕

○8番（辻本 馨君） 議席番号8番、自由民主党の辻本馨です。通告に基づき、一般質問をいたします。

まずは、本年元旦に発生した能登半島地震でお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災され、家業を失い、避難所生活を余儀なくされている住民の皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入ります。本町における職員の管理体制や人事などについてですが、仕事をしていく上で職場の人間関係や適性、やりがいなど様々な問題点がありますが、幹部職員は幹部職員として、中堅職員は中堅職員として、若手職員は若手職員として、どのような公務員像を描き、全体の奉仕者としての固い意志を持って業務に取り組んでいるのか、非常に大事なことだと思います。せっかく縁あって採用試験に合格して、晴れて公務員になっても、途中で退職したり、問題を起こして懲戒処分を受けて免職になるなどすれば、町にとっても本人にとっても良くないことであり、かかる人材

をまた育成するにも時間と費用が生じてきます。

平成13年12月、閣議決定した公務員制度改革大綱においては、1、年次主義的・年功的人事管理から能力主義人事管理への転換を図るための、能力等級制を中核とする新たな人事制度の構築。2、行政運営について責任を持つ内閣及び各府省が責任を持って人事行政に取り組む体制の整備。3、有為な人材を確保するための採用試験制度の見直し。4、官民交流の推進等による多様な人材の確保。5、営利企業や特殊法人、公益法人等への再就職のルールの確立といった改革項目を明示しています。

また、平成16年12月14日閣議決定した今後の行政改革の方針の中で、地方公務員の人事制度については、地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務員の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における改革を推進するとあります。これらの点を併せ考えると、将来にわたって前途有為なる人材の確保や、本町にとってあるべき姿の職員像をお伺いいたします。

○議長（山田 強君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 太子町における職員の管理体制や人事などについて、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、有為な人材確保についてでございますが、人口減少、少子高齢化による課題が顕著化する中、将来課題の1つとして行政を担う人材の不足が懸念されており、現在におきましても十分な確保が困難となっていていっている状況でございます。

そのような中、今のうちから人材の確保策を考え、講じていく必要があるという観点から、今年度より、太子町、河南町、千早赤阪村の3町村共同で採用試験を行い、応募者の増加を図り、安定的な人材の確保を目指す新たな取組を行いました。今回、採用試験の在り方を見直した結果、単独で実施するよりも多くの応募者が集まり、選択肢の幅が広がったことで、一定の成果があったものと考えてございます。また、新規採用予定者に向けて説明会を行い、入庁後の仕事に関するギャップやキャリアプランについて知っていただくことで、その後の辞退や中途退職を避ける取組も行いました。

今後も、今年度の課題を踏まえ、再度、試験方法や内容を見直すなど、より効果的に人材が確保できるよう様々な手法を検討した取組を行ってまいります。また、定年延長制度が実施されたことにより、高齢期職員の増加も見込まれます。そのような職員を効

果的に活用し、これまでの経験や知識を若手職員へ引き継いでいただくことで、新規の採用からだけではなく、現職の職員の有為なる人材の確保にもつながっていくものではないかと考えてございます。

次に、本町にとってのあるべき姿の職員像についてでございます。太子町人材育成基本方針の中では、太子町を担うにふさわしい、求められる職員像を「わが町太子町を愛し、住民のニーズを踏まえた柔軟な企画力・行動力・高いコンプライアンス意識を備えた自律型の職員」と示しております。この求められる職員像にあるように、本町においては多様化する住民の声に耳を傾け、活力あるまちづくりに向け、マネジメント力やチャレンジ力を発揮し、地域の実情に柔軟できめ細やかに対応し、地域社会の発展に貢献できる職員が求められております。そのような人材を育成していくため、研修の実施や各職階に応じた責務を果たすことができるよう職員一人ひとりが意欲を持ち、自己啓発に取り組める体制の整備に努めているところでございます。

また、人材育成推進体制の1つの役割として位置づけられている人事評価制度を活用し、自分では気づきにくい自己の能力等を適正かつ公平に客観的に評価し、職員それぞれの優れているところや改善点、努力の必要なところを明らかにし、個々に応じた指導・育成を行うことで、職員の意識改革やモチベーションアップを図っております。

今年度、実施しました産官学連携による事業構想プロジェクト研究会には、参加を希望した3人の職員が研究員となり、能登半島地震の被災地への派遣についても、参加意思の申し出があった4人の職員が現地での支援活動を行ってきたところです。このように、自らの意志で様々なことに意欲を持って取り組んでいる職員も多数おり、これからの太子町を担っていく人材を増やしていかなければなりません。

今後ますます多様化する住民ニーズに対応するとともに、著しく変化していく社会に対し、将来を見据えた考えを持ち合わせることでできる職員像を目指し、より一層人材育成に努めてまいります。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 人材という言葉がありますが、これは4つの漢字に当てられるそうです。1つは、人と罪と書いて読む人罪、これは罪な人ですから、人に迷惑をかける人です。仕事がいつもいいかげんで、トラブルを起こしたり、いじめをしたり、人の悪口を言っているような人です。

2つ目、人と存在の在と書いて人在、これはそこにいるだけという感じの人です。

3つ目は、人と材料の材と書いて人材、仕事もでき技術も知識もあるのですが、途中で辞めても同じ技術や知識がある人で補えるという人になります。材料なのだから替えが効くとなってしまいます。

最後、4つ目、人と財産の財と書いて人財、これは財産となる人になります。あなたがこの職場にいてくれて本当によかった、あなたの代わりはいないんだよ。こんなあふれるような社会全体であってほしいものです。

やってみせ、言って聞かせてさせてみせ、誉めてやらねば人は動かじ。話し合い、耳を傾け承認し、任せてやらねば人は育たず。やっている姿を感謝で見守って、信頼せねば人は実らず。この言葉は、かつての連合艦隊司令長官、山本五十六元帥の言葉です。軍隊というところは、軍紀、規律がとてつもなく厳しい社会です。そんな中でも、人を動かす、あるいは人を育てる要諦は、感謝や信頼が必要だと長官は言っています。仕事は知識や技術とするのではなく、人間性とするものだと思うからです。社会においてどういう心構えで臨むのか、心の在り方をしっかりと持ちたいと思います。1つ目の質問を終わります。

次に、太子町の将来を見据えていく上で重要なことの1つとして、人口の増加が挙げられます。それは、本町に住んでもらえる人を増やすことはもちろん、本町で働く人を増やすことも重要であると考えます。それには、今ある土地を有効活用し、道路などインフラの整備により、企業が進出したい環境を整備することが重要であると考えます。太子西条線の開通により、大型商業施設も活気を呈している状況を見ても、その必要性は明らかであります。また、全国的に少子高齢化、円安が進む状況の中、本町におきましても給食の無償化、公共交通の維持費等、町政運営に必要な経費は増加する一方であります。一方で、個人所得の向上による住民税等の増加に対する期待は厳しいものがございます。

そのような中、優良企業の誘致は、法人税の増加など、本町における自主財源の確保のための重要なアイテムの1つと考えます。企業の誘致には、雇用機会の促進という側面もあり、ひいては個人所得の増加につながり、町全体が潤うこととなります。これから先、太子町が生き残っていくために必要な土地活用や企業誘致について、どのように考え、どのように取り組んでいかれるのかについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（山田 強君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 本町における企業誘致及びまちづくりの考え方に

ついて答弁申し上げます。

本町のまちづくりは、第5次太子町総合計画並びに太子町都市計画マスタープランを基本方針とし、本町の有する歴史や自然など既存資源を有効に活用した質の高い住環境と地域活力の向上を目標として進めております。その根幹である第5次太子町総合計画及び都市計画マスタープランにつきましては、来年度から2か年をかけて同時に改定を行う予定となっております。これは、現行の都市計画マスタープランの計画期間が令和9年度までとなっており、都市計画と総合計画と期間にずれが生じているため、都市計画マスタープランを総合計画に連動させ、計画の実効性をより高めるためと考えております。今回の改定では、特に南阪奈道路太子インターチェンジ周辺や都市計画道路太子西条線周辺などの都市的土地利用や、日本遺産である竹内街道周辺の歴史景観に配慮した街並みの保全並びに本町の特産品であるブドウ、ミカンなどの栽培が盛んな南河内フルーツロード沿道を中心とした農空間保全地域における農業振興の推進など、地域の特性に応じた土地利用を考えてまいります。

次に、現在の企業誘致に向けた取組状況でございますが、まず、府道香芝太子線・太子インター連絡線周辺における交通の利便性の良さを活かし、特に軽工業の工場誘致を促進させるために策定いたしました提案基準26の2につきましては、施行後、本町広報・ホームページによる周知をはじめ、富田林商工会にご協力をいただき、商工会会員宛てのチラシの配布や大阪府商工労働部を通じた周知を行った結果、金属部品の熱処理工場の進出がほぼ軌道に乗り、順次手続きが進められております。

この提案基準26の2周辺につきましては、民間の事業活動によるものが、地域の活性化と雇用の確保を実現させ、将来にわたり高い経済効果を生み出し、町全体に波及効果を及ぼすものであるとの考えから、区域内にある公用地の売却も含め、引き続き積極的な誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

そして、府道美原太子線沿道におきましても、開発予定建築物の用途の追加と最低敷地面積を緩和した提案基準12を策定し、事業者の沿道における新規店舗など、事業の着手に対して間口を広げた施策を行っております。更には、より企業が進出に前向きになっていただけるよう、町内のインフラ等の環境整備にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、ソフト施策として、地域の特性を活かし、高い付加価値を創出することで、地域に高い経済的効果をもたらす地域経済牽引事業を促進することを目的として制定され

た地域未来投資促進法を活用し、太子町と大阪府による太子町基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画に基づく研究開発や設備投資などに向けた国の予算による補助金、建築や機械設備の導入に対する法人税の特別償却や特別控除などの優遇措置、並びに資金調達を円滑にするための金融支援など、企業側の付加価値の増加及び売上げの拡大を図り、地域経済の活性化や経済の好循環化につなげてまいりたいと考えており、現在、開発協議中の金属熱処理事業者にも制度の紹介を行い、活用に向けた協議を行っております。

最後に、今後の取組でございますが、引き続き幅広く多くの業種の誘致に取り組んでまいりたいと考えております。その一環として、市街化調整区域における開発などの土地利用に必要となる地区計画につきまして、地区計画制度を適切に運用し、周辺環境と調和した良好で地域の特性に応じた適正な誘導を図るため、太子町地区計画ガイドラインの部分的な変更を行います。具体的には、都市計画道路太子西条線や府道美原太子線栗ヶ池バイパスの開通などによる交通状況の変化及び大型商業施設などの開店など、社会状況の変化を踏まえ、主要道路沿道における必要最小区域面積の緩和や対象路線の追加など、より企業が取り組みやすい内容としております。

民間企業の誘致には、様々な法令等の制約、インフラ整備及び近年の物価高騰並びに地権者や地域の理解など、企業側がクリアしなければならない課題が多くございます。本町としては、そのような企業に対しハード・ソフトの分野で幅広く支援していくことが、雇用の創出や地域経済の活性化につながる重要施策であると捉え、引き続き計画的な企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 人口や経済の首都圏一極集中、それに伴い、地方の人口が減少していくことを地域活性化で取り組んで、都心に集中している経済を地方へ分散させることです。例えば、広島県では広島に来てくださる企業に最大で2億円のサポートと銘打たれた特設サイト、広島ではたらく、という選択、が公開され、ほかの自治体の間で話題を呼びました。会社の本社機能の全てまたは一部を移転する、ずっと広島県、広島に短期滞在してプロジェクトを進める、ちょっと広島県、の2種類の働き方スタイルをサポートするため、移転に伴う初期費用やオフィス賃料、滞在費などを助成するといった内容です。

企業誘致に関する国の補助金、地方創生関係交付金などを活用して、各自治体が様々

な取組をしている中、太子が太子で生き残っていくためには、ありきたりのことをやっていくのでは駄目です。インフラの積極的な整備による企業誘致など、行政としてある程度の先行投資が一番と考えます。町も汗をかいてこそ、企業誘致の成功があると思いますので、今後の町の可能性について広く検討していただければと思います。

それでは、最後の質問になります。太子町の将来についてですが、本町は、昭和31年9月30日、磯長村と山田村が合併して太子町となりました。面積は14.17平方キロメートル、人口は、令和6年2月1日現在、1万2千523人、言わずと知れた聖徳太子ゆかりの町として現在に至っているのですが、令和5年5月23日に、南河内地域2町1村未来協議会が設置されたことによって、本町の行く末が風雲急を告げてきたのであります。設置の経緯こそ急激な人口変動の中、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供できるよう、課題分析や対応方策の検討を行うため云々と書いてありますが、協議事項の2には、市町村合併を検討するため、調査及び研究に関することと明記されており、第2回協議会では、町長は、今の時代に合った効率的な行政運営をどうしていけばよいか。これは市町村共通の課題。その先には合併ということもあると思うし、どのような合併が良いのか、議論できればよい、また、令和9年9月21日の大阪府議会、基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会の参考人説明においては、将来世代に対し責任を果たすため、合併も視野に入れた議論も避けて通れないと考えていると発言されています。第3回協議会議事概要には、令和6年度の検討内容の中身の一部では、令和6年度は合併に関する勉強会を設置し、2町1村にふさわしい合併の在り方など、踏み込んだ議論を行うと明記されています。もはや、一刻の猶予もないかのような、合併ありきの検討会になっているように感じます。

仮に、2町1村が合併しても、人口約3万2千人では市に昇格できないし、太子町のことは当然太子町で決められなくなる。そして、太子町の名前がなくなってしまう。何よりも住民不在の中で推し進められている感じがある。これはかごするわけにはいかない。町長は、4年前、高い志があって立候補して、この町のかじ取りをしてきたのではありませんか。財政基盤の弱いところ同士一緒になっても、その先にまた違うところと合併しなければならないなんてことになるだけである。何ら問題解決にはならないような気がします。自らの力で守り抜く、継続して発展していくことのほうが大事であるような気がします。町長の思いを伺います。

○議長（山田 強君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁を申し上げます。南河内２町１村における将来課題の対応方策については、これまでも申し上げてきていますように、大阪府に加え、本町、河南町、千早赤阪村の町村長が参画する南河内２町１村未来協議会において、行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組み、選択肢の１つとして合併についても検討を深め、地域の更なる発展と成長を目指し、取組を進めるとともに、近隣の富田林市長、河内長野市長、大阪狭山市長にもオブザーバーとして加わっていただき、より広域的な視野での課題解決に向け、議論・検討を重ねているところでございます。

今年度の取組の１つである地域の未来予測の結果、人口減少に伴う行政職員の減少、児童生徒数の減少、自主財源である個人住民税の大幅な減収など、住民サービスを維持していく上で厳しい状況であることと、将来に向けた基礎自治体機能の充実・強化のためには、行財政基盤の強化を図るための議論が必要であることを改めて認識するとともに、２町１村が共通認識の下、広域連携や事務の共同化など様々な方策の研究や検討を進めてきたところでございます。

本町を含む南河内地域の将来の在り方に関しては、昨年９月定例会の建石議員の一般質問に対して答弁させていただきましたとおり、住民からお預かりしている税金を地域全体で効率的・効果的に執行するには、どのような自治体の形がふさわしいのか、地域全体が将来世代にわたって成長・発展していくには、どのようなまちづくりを目指していけばよいのかという議論を今こそ行っていくことが必要だと考えております。

将来の町のことをしっかり議論し、これからの時代にふさわしい自治体の形にアップデートしていくことが私たちの責任であり、課題から目をそらすことは無責任にもなります。将来世代に対する責任を果たすためには、あらゆる可能性について議論をしなければならないと考えております。

繰り返しになりますが、確実に到来する人口減少社会を見据えて、将来世代にツケを回さないために、税金の効率的な執行方法について、あらゆる可能性について研究・議論をしましょうと申し上げているのでございまして、合併ありきで議論を進めているのではありませんし、当然現在、具体的な合併の話は全くありません。更に、太子町、河南町、千早赤阪村の３町村が合併しても根本的な課題解決にならないと私自身考えておりますので、そういった話はないと申し上げさせていただきます。

○議長（山田 強君） 辻本馨議員。

○８番（辻本 馨君） 日本における太子は、３か所見られます。南河内の太子町、兵庫

県揖保郡の太子町、愛知県瀬戸市太子町、その中でも一番の名所は、やはり叡福寺がある聖徳太子ゆかりの御廟が有名であります。石川県小松市的那谷寺、長野県長野市の善光寺に匹敵する寺院であります。戦後間もなくの頃には、参拝道はもとより、太子四ツ辻まで縁日がつながり、活況のあるにぎわい通りでありました。現代においては、身近な娯楽が衰退する一方であり、そんな中であって大阪には珍しい船だんじりがあったり、他所では見られない風習が点在する街並みでもあります。もう一度、古式ゆかしい太子にまつわる歳時記を再考する必然性があると思います。

ありがたいことに、太子町は河南町、千早赤阪村にはない動脈が身近にあります。エリアとしては羽曳野市になりますが、近鉄南大阪線上ノ太子駅、高速道路南阪奈道路羽曳野東インターチェンジ、太子インターチェンジという、この地にまたとない動脈が存在します。この動線が、将来、南大阪をリードしていく可能性は大いにあり、政府が進めるコンパクトシティとしての役割は重要なものとなる。しかも、奈良を結ぶ古来からの竹内街道は通過点として甘んじることなく、大いに新しい時代の英知を結集し、自主独立の精神で、私は株式会社太子町を目指したいと考えます。また、このチャンスが訪れようとしています。大阪維新のおかげもあり、自民党もこのことを猛省すべき立ち位置を維新が教えてくれました。維新を批判することはたやすいが、現在の保守の体たらくを教えてくれました。今後の保守のあるべき姿に立ち戻り、進んでいくべきであります。

大阪都構想は、大阪における構想であり、大阪維新は人間不信を招くことを知らしめてくれた恩人でもあります。2025年に開催が危ぶまれている大阪・関西万博は、大阪維新による大阪万博、人の集積地となっている。北高南低の南河内はあなた任せで、一時しのぎの世界間を早く脱ぎ捨て、近未来に焦点を置き、あらゆる英知を結集し、私はこのご当地の礎となり、南大阪の土となる覚悟で頑張る所存であります。

最後に、町長所属の上級政党の日本維新の会、教育無償化を実現する会の参議院議員高木かおり議員が、令和6年3月13日水曜日、参議院本会議にて会派を代表した質問を行った13の質問中の2つを紹介します。今年は増田寛也総務大臣が「地方消滅」を出版し、日本を震撼させてから10年になり、この間、過疎問題は悪化の一途をたどり、人口減少時代に適応した市町村の行財政基盤の強化は今なお急務であります。有効な対応策の1つが市町村合併です。大阪では、河南町、太子町、千早赤阪村が、南地域2町1村未来協議会を立ち上げ、合併を視野に入れた議論を進めています。市町村合併の

推進に当たっては、住民参加の下で方針を議論する必要がある。自治体は、長期的な視点で変化や課題を予測し、将来像を住民と共有しなければなりません。基礎自治体の中長期的財政シミュレーション支援など、国は市町村合併に向けた積極的な支援を行うべきと考えますが、総務大臣の見解を伺います。市町村合併に関する協議を基礎自治体だけで行うことは、困難であると言わざるを得ません。先に述べた協議会も、大阪府が参加しています。合併相手の選択や合併後の役場組織の在り方を含め、市町村合併の構想を策定するなど、国や広域自治体がリーダーシップを発揮して、市町村合併に積極的に関与することが必要と考えますが、総務大臣の考えをお伺いいたします。

これに対し、松本総務大臣の答弁は、市町村合併に向けた支援についてお答えいたします。令和２年に自主的な市町村合併の円滑化を図る合併特例法を１０年間延長したところでございます。持続可能な行政サービスの提供体制を構築していくため、各市町村が地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による交換、自主的な市町村合併など、多様な手法の中から最も適したものを自ら選択できる環境を整えていくことが重要であると考えております。

最後に、国や都道府県による市町村合併による関与についてお答えいたします。第２９次地方制度調査会による答申を踏まえ、現行の合併特例法では、国や都道府県の積極的関与の規定は廃止され、国や都道府県は市町村の求めに応じた助言や情報提供等を行うとされているところでございます。と答弁しています。

松本大臣の答弁を見ると、どう考えても国は積極的に合併を推し進めていないと分かります。現行の合併特例法も、国や都道府県の関与の規定も廃止されていると答弁しています。しかし、大阪府は積極的に関与しようとしています。例えば、幾ら町長が合併を反対したとしても、所属する政党が合併を推進するならば従わざるを得ないのであります。住民不在の中で、にわかに噴き出してきたこの問題を私たちはしっかりと考えるべきとし、質問を終わります。

○議長（山田 強君） これにて、辻本馨議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程は、これで終了いたしました。

なお、最終本会議は、２２日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。本日はご苦労さまでございました。

(午後 2時32分 散会)

【 第 3 日 】

令和6年 第1回太子町議会定例会会議録

令和6年3月22日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	斧 田 秀 明 君	6番	村 井 浩 二 君
2番	建 石 良 明 君	7番	辻 本 博 之 君
3番	西 田 い く 子 君	8番	辻 本 馨 君
4番	藤 井 千 代 美 君	9番	中 村 直 幸 君
5番	森 田 忠 彦 君	10番	山 田 強 君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町 長	田 中 祐 二 君	税 務 課 長	田 中 信 幸 君
副 町 長	齋 藤 健 吾 君	住民人権課長	木 村 厚 江 君
教 育 長	中 道 雅 夫 君	地域整備課長	鳥 取 勝 憲 君
政策総務部長	小 角 孝 彦 君	観光産業課長	小 路 展 裕 君
まちづくり推進部長	村 上 正 規 君	環境農林課長	木 下 明 紀 君
健康福祉部長	子 安 逸 二 君	子育て支援課長	川久保 みのり 君
教 育 次 長	池 田 貴 則 君	福祉介護課長	辻 本 知 也 君
秘書政策課長	西 本 武 史 君	いきいき健康課長	堀 内 孝 茂 君
企画担当課長	小 泉 大 吾 君	保険医療課長	松 岡 健 一 君
総務財政課長	小 南 考 弘 君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武 部 勝 浩 君
会計管理者 兼会計課長	奥 埜 哲 生 君	学務指導担当課長	矢 野 敦 則 君
自治防災課長	辻 中 一 嘉 君	生涯学習課長	東 條 信 也 君

◎議会事務局

事 務 局 長	正 野 正	書 記	木 下 雄 平
---------	-------	-----	---------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第1号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約
の変更に関する協議について（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第2 議案第2号 太子町手数料徴収条例中改正の件（総務まちづくり常任委員
長報告）
- 日程第3 議案第3号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第4 議案第4号 太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件（総務ま
ちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第5号 太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定
の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第6号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）（予算常任委
員長報告）
- 日程第7 議案第7号 令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第8 議案第8号 令和6年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）
- 日程第9 議案第9号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任
委員長報告）
- 日程第10 議案第10号 令和6年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり
常任委員長報告）
- 日程第11 議案第11号 令和6年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり
常任委員長報告）
- 日程第12 議案第12号 令和6年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員
長報告）
- 日程第13 議案第13号 令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常
任委員長報告）
- 日程第14 議案第14号 令和6年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任
委員長報告）
- 日程第15 請願第1号 高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創
設に関する請願（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第16 議案第15号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）

日程第17 議案第16号 令和5年度太子町一般会計補正予算（第13号）（町長提出議案）

日程第18 議員提出議案第1号 太子町議会政務活動費の交付に関する条例中改正の件（議員提出議案）

日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(山田 強君) 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会の最終日を迎えたわけですが、各常任委員会におかれましては精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

○議長(山田 強君) 日程第1、議案第1号から日程第15、請願第1号まで、以上15件を一括議題といたします。

各議案は、去る1日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次、報告を願うことにいたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

辻本馨議員。

[総務まちづくり常任委員長 辻本 馨君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(辻本 馨君) おはようございます。

それでは、総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告します。

議案第2号、太子町手数料徴収条例中改正の件は、審議において、宅地造成等規制法の名称及び内容が改正され、大阪府所管になると手数料の変更があるのかを問う質疑があり、宅地造成及び特定盛土等規制法に変更となることで中間検査が1つ増え、人件費の高騰もあり、手数料が面積が500平方メートル以下の場合1万3千円から1万4千300円に値上がりしているとのことでした。

そのほか、地域包括支援センターの設置者に加え、指定委託介護支援事業者も介護予防支援の申請を行うことができるようになることのメリット・デメリットについて等の質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第4号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件は、審議において、上位法令の変更に伴う条ずれのみの改正であるのか質疑があり、条ずれの改正のみであ

るとのことでした。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第 5 号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件は、審議において、本条例は不要となるため廃止される認識でよいか質疑があり、盛土規制法により包括的に全国一律で規制されることになったため、本条例を廃止するものであるとのことでした。

そのほか、事業に携わる建設業者への周知についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第 10 号、令和 6 年度太子町山田財産区特別会計予算は、審議において、財産区管理委員の役割と活動の内容について質疑があり、財産区は地方自治法に定められた団体であり、目的は所有する財産または公の施設の管理及び処分、廃止についての運用で、管理会についても地方自治法及び条例で規定されている。管理会の主な役目は、財産区の運営に関する様々な議案に対して決定及び実行を行う会であるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第 11 号、令和 6 年度太子町春日財産区特別会計予算は、審議において、水利組合の補助内容について質疑があり、各池の管理に伴う草刈り業務等に関する補助金とのことでした。そのほか、活動の促進についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第 14 号、令和 6 年度太子町下水道事業会計予算は、審議において、不明水調査業務委託の内容について質疑があり、大雨などの際に処理場付近の排水能力を超え、その一帯に被害が発生する事案に対し、大阪府南部流域の関連団体が不明水の改善を行う計画を作成することが決まり、令和 8 年度に大阪府南部流域が取りまとめた計画の策定を予定している。それに先立って市町村が作成しなければならない通知を受けており、太子町では令和 6 年度に不明水の調査を実施し、令和 7 年度に計画を策定する予定としているとのことでした。

そのほか、太子町で液状化に関する状況、不要になったデザインマンホールの売却等についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第1号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、審議において、介護認定申請から結果までに要する日数について質疑があり、太子町における令和4年度の実績は判定までに約39日間かかっており、審査件数は418件で、3町村の合計は1千219件となっている。令和5年度は1月末時点で35ないし36日程度要しており、審査件数は400件弱、3町村の合計は1千487件とのことでした。

その他、認定審査会の構成員、健康福祉部の事務スペースなどについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件は、審議において、介護保険料の府内での順位が低くなる要因についての質疑があり、一番の要因は準備基金の活用によるものであり、予算ベースでほぼ全額の約1億5千万円を繰り入れることによって基準額が年間約1万2千円減額になるとのことでした。

そのほか、府内の保険料額が下がった自治体数など、約何割の人が軽減を受けることができるかなどについての質疑がありました。

討論において、意見をつけての賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第7号、令和5年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、審議において、被保険者数の増加についての質疑があり、令和5年度の当初予算で2千134人と見込んでいたが、令和6年2月現在で2千225人となっており、91人増加している状況とのことでした。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第9号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算は、審議において、当初予算の特徴を問う質疑があり、保険給付費は若干減額となっているが、1人当たりの療養給付費や高額医療費の伸び率が非常に高くなっている。そのような中、令和5年度の被保険者数は2千641人と見込んでいるが、令和6年度では175名減の2千466人を予定しており、1人当たりの医療費は増額するが被保険者数は減少するような構造となっている。また、大阪府内統一の保険料となり、令和5年度までは財政調整基金を活用し2千万円を繰り入れた上で保険料の抑制に努めることなどで太子町独自で保険料を設定していたが、それができなくなるようになる。その結果、令和5年度の保険料と令和6年度の保険料を比較すると7.07%増加し、1人当たりの金額で計算すると9千644円の引上げとなる。6月にはこの保険料率額で被保険者に通知することになるため、窓口で問合せや相談が増加することが予想されるとのことでした。

その他、人工透析を受けている人数や金額、中間所得者層の負担軽減の対象世帯と金額、国庫補助率などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、可決することに決しました。

議案第12号、令和6年度太子町介護保険特別会計予算は、審議において、第8期と比較して増加する保険料額の段階数、対象者数について質疑があり、第9期の保険料額は15段階となり、10段階以上の方は保険料額が増加することとなる。また、対象者数は令和5年度所得を基準とすると約130名、3.4%とのことでした。

そのほか、第8期の計画からの変更点、施設入所待ちの待機者数、介護認定の12か月延長措置の対象人数などについての質疑がありました。

討論においては、意見をつけて賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第13号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、審議において、保険料抑制に町独自で実施できることはあるのか質疑があり、第9期の保険料額を決定する際、広域連合で剰余金を活用し、100億円を保険料の抑制に充てているが、保険料が大きく上昇してしまう状況となっている。大阪府内全市町村で広域連合を構成しており、太子町独自で保険料を引き上げることはできないとのことでした。

そのほか、高齢者への負担が大きいことに対する質疑がありました。

討論においては、反対、賛成それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

請願第1号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願は、採決の結果、賛成多数により、採択されることに決しました。

以上です。

○議長（山田 強君） ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔予算常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○予算常任委員長（斧田秀明君） 予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第6号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第12号）は、審議において、ふるさと太子応援基金繰入金の内容、令和5年度のふるさと納税寄付金の見込額について質疑があり、ダイドードリンコ株式会社からの企業版ふるさと納税寄付金2千万円を活用し、事業構想大学院大学とのプロジェクトに充てた残額を計上している。現況は、件数で見た場合、昨年度が約3千900件、本年は既に4千件を超えており、昨年度を若干上回っている。ただし、単価については、今年度の9月頃に総務省でふるさと納税の指針改正があり、1人当たりの寄付金額が下がっている。12月の単価を令和4年度と比較すると、1人当たりの単価は9万円ほどあったが、今年度は7万円ほどに減少している。このような中ではあるが、見込みとして企業版ふるさと納税を含め3億3千万円程度は超える見込みであるとのことでした。

その他、入湯税の根拠、教育施設の電気料金の契約、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業の今後の予定などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく、原案どおり可決することに決しました。

議案第8号、令和6年度太子町一般会計予算は、審議において、政策総務部関係の予算では、どのように当初予算編成を行ったのか審議があり、約2億6千万円の財政調整

基金を取り崩しての予算編成で、今年度から課単位だけでなく部単位においても事業の見直しやスリム化による経費削減等を行い、全庁的に取り組んで作成した予算である。

将来については、公共施設の老朽化が進み、少子高齢化によって扶助費が高騰し、経常費用は増額していくこととなる。更に、町内の生産年齢人口等も減少していく中で税収も減少していくこととなるため、今後も全庁的に取り組み、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、行政システムの構築を行っていかねばならないと考えているとのことでした。

その他、職員研修の内容、町会の加入率、ふるさと納税型クラウドファンディングの内容、困難女性支援事業の内容及び採用する職員、防犯灯の設置などについての質疑がありました。

健康福祉部関係の予算では、様々な予防接種委託料は計上されているが、新型コロナウイルスワクチンの予防接種は予算計上されているのか質疑があり、令和6年4月以降の新型コロナウイルスワクチンは法律で定期接種化することが決定しており、季節性インフルエンザと同様の扱いで、秋から冬にかけての時期に年1回接種していただくことになる。接種方法は、これまでの万葉ホールで実施していた集団接種ではなく、原則インフルエンザと同様に医療機関での個別接種となる。また、自己負担額については、国から接種費用7千円を標準として各自治体において検討するように示されており、今後、大阪府内の市町村の動向を注視しながら、富田林医師会、富田林市、河南町、千早赤阪村と協議し、自己負担額を決定したいと考えている。協議が整い次第、自己負担額を除いた公費負担分をワクチン接種委託料として補正予算にて対応する方向で検討しているとのことでした。

その他、出産・子育て応援交付金で受け取れる金額、外出支援事業の活動団体と活動内容について、とくとか健診の受診者数の推移などについての質疑がありました。

まちづくり推進部関係の予算では、循環型社会推進事業のゼロカーボンシティ宣言における取組について質疑があり、太子町脱炭素ロードマップを昨年度に策定しており、令和6年度の脱炭素社会実現への取組としては、2月1日に協定締結したペットボトルの水平リサイクルを令和6年4月より開始することとなっている。服のリユース事業については予算化していないが、今年度試験施行をしており、就学前の子ども服を対象にリユースイベントを年3回開催。現在2回終了し、あと残り1回を3月中に実施する予定で、500着近い衣類の提供をいただいている。2回のイベントで200着ほどの子

ども服を譲渡しており、参加者からは大変お喜びの声をいただいている。令和6年度も継続して実施していきたいとのことでした。

また、イベントを通じて脱炭素社会の実現に向けた意識啓発を積極的に実施していきたいと考えているとのことでした。

その他、町道の改修予定、農業委員会の研修、活用されていないため池の潰廃、新規就農者育成総合対策事業の現在の状況、創業支援補助金などについての質疑がありました。

教育委員会関係の予算では、伝統的建造物維持管理事業の対象と利活用について質疑があり、当該事業は大道旧山本家住宅と叡福寺前の山本家住宅が対象となっている。叡福寺前の山本家住宅については、庁内の企画、観光、空家、景観計画、文化財の担当などで山本家住宅の有効活用検討会議を設置し、担当課長が情報を持ち寄りながら検討している。現在は生涯学習課が文化財担当ということで維持管理も含めて所管となっているが、今後、太子町にとって一番有効となる活用方法をその会議体を中心に検討している状況であるとのことでした。

また、ALT（外国語指導助手）配置事業については、ALTの人材確保や雇用契約等に関する質問があり、人材の確保は個別に求人を行っているのではなく財団法人自治体国際化協会を通じた派遣となっており、安定的に人材の確保ができているとのことでした。また、雇用については一般の職員等と同種の雇用形態ではなく契約書に基づく個人との契約行為によっており、賃金や休暇についても契約において定めているとのことでした。

その他、給食のアレルギー対応、学校の交通安全講習、「太子の森」の利用団体についてなどの質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により、可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（山田 強君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第１号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第１号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第２号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第２号、太子町手数料徴収条例中改正の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○３番（西田いく子君） おはようございます。

議案第３号、太子町介護保険条例中改正の件について、意見をつけて賛成の立場で討論を行います。

２０００年から始まった介護保険制度ですが、保険あって介護なしの状態が年々深刻さを増しています。年金平均受給月額が２０００年には１７万５千８６５円だったのが２０１９年には１４万４千２６８円と、マイナス３万１千５９７円、１７．９％下がる中、介護保険料の全国平均基準月額は、第１期では２千９１１円だったのが第８期には

6千10円へと2.07倍にもなっています。太子町でも基準月額は第1期2千925円から第8期には6千480円と2.21倍です。

しかし、太子町ではこれまで保険料が据え置かれたことがあっても下がったことはありませんでした。準備基金全額1億5千万円を保険料引下げに充て、第9期では基準額で100円とはいえ値下げをしたことを評価いたします。また、そのために国基準を上回る段階を設定する努力もなされております。

それでも、介護保険料は高過ぎます。このことは、どなたも否定できない事実です。太子町として国・府に対し公費負担で保険料、利用料を引き下げること強く要望していただくことを求め、意見をつけて賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、太子町下水道事業の設置等に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第５号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第５号、太子町土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例制定の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第６号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第６号、令和５年度太子町一般会計補正予算（第１２号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第７号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第７号、令和５年度太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3番（西田いく子君） 議案第8号、令和6年度太子町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

本予算は、4月の町長選挙を控え、骨格予算になっています。とはいえ、必要な義務的経費、継続中の事業、当初から予算化しておかなければならない事業費などが計上されています。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症になりました。一時に比べ落ち着いたとはいえ、まだまだコロナ感染症は収束しておりません。

2022年2月24日にロシアがウクライナに攻め込み始まった侵略戦争は今なお収まらないばかりか、イスラエルによるガザ攻撃も始まり、世界の各地で多くの市民の命が奪われています。これらの国際紛争が経済に与える影響も大きく、物価が上昇し続けています。

日本国内では、失われた30年によって賃金は上がらず、社会保障費は削減され、年金は下がる中、私たちの暮らしは深刻さを増しています。コロナ感染症や多発する大規模災害に今の自公政権の下で命が守られるのか不安が広がっています。

このような状況で、大阪府も国も一緒になって7割近い国民が関心がないと答えている万博を強行しようとしています。国・府の悪政が続く中、太子町政に求められているのは住民の暮らし、命を守ることです。骨格予算とはいえ、学校給食無償化を継続して実施しております。認可保育所の施設整備を実施いたします。新小学1年生、新中学1年生に対して入学祝い品を贈呈します。子育て支援が充実した予算になっている点は評価いたします。

しかし、町長は太子町という自治体は誰のために、何のために存在するのか、お考えになっているのでしょうか。

地方自治法第1条の2で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものと規定されています。太子町として、住民福祉の増進のために住民の皆さんの声を聞き、町政運営を進めることが求められています。

無料の公民館から生涯学習センターに変わった途端に貸し館にし、受益者負担を求めました。突然の金剛バスの廃止に、時間がなかったとはいえ、12月21日から運行することを急ぐあまり、住民の声を聞く時間も場所もありませんでした。何とかバスが走

り出したら、今度は計画を6月までにつくらなければならないことを理由に、またもや急ぐとパブリックコメントを実施して計画をつくろうとしています。ようやくアンケートを検討すると言ってくれましたけれども、説明会までは予定していないようです。少なくとも畑地区に対しては説明会をするべきです。

3町村未来協議会は、傍聴も許されず、非公開で進められ、詳しい内容が明らかにされていません。3町村で合併を進めようとしているのかと思っていますと、一般質問で辻本馨議員の合併を問う質問に対し、3町村が合併しても根本的な解決課題にならないと答弁したのには驚きました。そうであるなら、3町村未来協議会で協議する必要はないのではないのでしょうか。時間を使い、ただでさえ忙しい職員さんを利用する必要があるのか、甚だ疑問です。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることが基本です。住民の声を聞き、住民の声が生きる太子町を求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本博之議員。

○7番（辻本博之君） おはようございます。

議案第8号、令和6年度太子町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、任期満了に伴う町長選挙を4月に控え、義務的経費や継続事業、緊急性のある事業を中心に骨格予算として編成されたもので、前年度からの最重要課題の継続事業としては住民の日常生活及び社会生活に必要不可欠な地域公共交通事業や元気な子どもを育てる学校園づくりを推進する学校園給食費保護者負担金補助事業、老朽化した外壁等の修繕を行う庁舎改修事業に加え、新規事業として子育て環境の向上が期待できる民間保育園建て替えに対する補助事業、高齢者の憩いの場の安全環境を確保する総合福祉センター駐車場及び照明等改修事業など、住民生活にとって必要不可欠な経費が計上されています。

一方、歳入では、町税や地方交付税を堅実に見込むとともに、ふるさと太子応援寄付金や国・府支出金などの財源確保に努め、特定目的基金の利活用を活性化させるなど、将来を見据えた予算編成が行われています。

このように、骨格予算であっても限られた財源を効果的、効率的に配分し、住民サービスを切れ目なく提供することを前提とした本予算は、大いに評価できるものと考えます。

今後においても、更なる創意と工夫で業務の効率化に努め、最適な財源配分により健全な行財政運営に取り組まれることを強く要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。辻本馨議員。

○8番（辻本 馨君） 議案第8号、令和6年度太子町一般会計予算について、意見を付けて賛成の立場で討論を行います。

本予算は、4月に町長選挙があることから、骨格予算と言いながら、予算規模65億808万2千円、前年度比5億8千512万円の9.7%増となっています。

必要な義務的経費、継続中の事業を実施することは、切れ目なく町政を運営する上で必要です。

先ほど辻本博之議員からも賛成討論で述べていたとおり、地域公共交通事業や学校園給食費保護者負担金補助事業等を実施します。また、松の木保育園の建て替えに関する予算は、通常骨格予算では計上しにくい新規事業ではありますが、太子町の未来を担う子どもたちが安全安心して過ごすために必要であり、大いに賛成するものであります。

しかし、予算常任委員会後の19日の一般質問において、田中町長は建石議員の大阪万博への参画、若い世代の参加についての質問について、2回目の無料招待等本町独自の事業を実施してまいりたいと考えていると答弁されていました。

私たちは、会社で言えば住民が社長、太子町で一番えらいのは住民だと考えています。能登半島地震で万博の是非、時期延期などの声も上がる中、万博に子どもたちを2回連れて行ってほしいというのが住民の願いなのか、私は残念ながら聞いたことがありません。

また、合併問題では、田中町長の住民の声を聞こうとしない姿勢が一般質問の答弁に表れたことへ苦言を呈し、意見をつけて賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第8号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第 8 号、令和 6 年度太子町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○ 3 番（西田いく子君） 議案第 9 号、令和 6 年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

1984 年に国保法が改悪され、国庫補助率が 45% から 38.5% に削減され、今では 32% にまで下がっています。

国保加入者の構成も、かつては 7 割が農林水産業と自営業でしたが、2022 年 3 月末現在、自営業者やフリーランス、年金生活者、非正規雇用の労働者などの構成となり、国民の約 5 人に 1 人に当たる 2 千 5 3 7 万人が加入、国保の加入者の貧困化、高齢化、中小化が進む中で、国保料の高騰が止まりません。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、国保を持続可能とするためには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要だと主張しています。国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はありません。

更に、情報の誤登録や流出が多発していることに不安を感じる国民が多い中、マイナ保険証の利用率は全国平均で 2023 年 11 月時点で 4.6%、12 月時点で 4.29% で、8 か月連続で低下していると厚労省が発表しています。自治体が運営する国民健康保険での利用率は、昨年 11 月時点で一番高い北海道礼文町で 21.8% しかありません。マイナ保険証を利用する方が医療費が安くなるとの宣伝もありましたけれども、今ではマイナ保険証を使ったほうが高くつくということが指摘もされています。このような状況にありながら、政府は 12 月に今の健康保険証を廃止し、マイナ保険証に移行しようとしています。あまりにもひどいやり方ではないでしょうか。

ところが、この国の悪政を正すのではなく、後押しをしているのが今の大阪維新府政です。

大阪府が全国に先駆けて進める国民健康保険制度の府内統一化で大阪府が示した標準保険料率医療分を今年度の 43 市町村の保険料率と比較すると、所得に応じて決まる所得割が 9.56% で、全ての市町村で上がります。

日本共産党大阪府議団が府が発表した 2024 年度国民健康保険標準保険料率を基に

試算したところ、大阪府は全国で最悪水準に陥ります。

値上げ幅を市町村別に見ると、30代夫婦と就学児2人の4人世帯で年収300万円の場合、1割以上の値上げが12市町村、和泉市は2割を超える値上げです。70歳1人暮らしで年金月12万円の場合、1割以上の値上げが13市町村、うち4市町村が2割を超える値上げです。

2023年度、2024年度からの府内統一化を目指す中で、9割以上の府内市町村が国保料を値上げいたしました。現在国保料が高い市町村全国上位のうち府内の市町村が30を占め、太子町は全国49番目に高い保険料になっています。

また、子どもも含め、人数に応じて上乘せし、人頭税とも指摘される均等割は3万5千40円で、1市を除く全市町村で増えるため、子育て中のシングル家庭などに深刻な影響が及ぶおそれがあります。

これまで国保料は住民の生活状況などを踏まえて各市町村が独自に設定し、低所得者への減免措置を実施してきました。財政補助などを行ってきましたけれども、減免基準も府内で統一するとしているため、市町村独自の減免対象だった人が引上げになってしまいます。高過ぎる国民健康保険料は払いたくても払えない住民を増やすことにもつながり、収納率の低下も懸念されます。府内統一は高過ぎる保険料引下げの解決に役立たないばかりか、住民を苦しめるものになります。

国民健康保険法第1条には、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると明記されています。国・府に対し、社会保障としての国保運営のための制度改革、財政支援を強く要望していただき、高過ぎる国民健康保険料を引き下げを求め、反対の討論いたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。斧田議員。

○1番（斧田秀明君） 議案第9号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

国民健康保険制度の現状は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の加入範囲拡大による被保険者数の減少により、厳しい運営が見込まれています。

片や、国民健康保険は、被用者保険と比べて年齢構成が高いことに加え、高齢化による医療給付が増え続ける一方で相対的に所得水準が低いという構造的な課題があります。

このように課題のある国民健康保険は、持続的な医療保険制度を構築するための通過

点として平成30年度に広域化され、大阪府では経過措置の終了に伴い、令和6年度から保険料率などが統一されることになりました。

そのような中、本予算案では、大阪府及び府内市町村と協力して、保険者努力支援制度交付金などの公費による保険料の抑制に取り組まれています。

また、将来にわたる医療費の適正化のため、定期健康診断などによる疾病の早期発見・早期治療や健康増進など、より一層の保健事業への取組が求められている中、夏季及び冬季の集団健診や人間ドックの助成に加え、健診受診後の特定保健指導の実施など、今後の運営課題についても配慮された予算案であると考えます。

これからも国や府の動向を注視し、被保険者の立場に立った制度運営と健全な財政運営に引き続き努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第9号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第9号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、令和6年度太子町山田財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 11 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号、令和 6 年度太子町春日財産区特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。西田議員。

○3 番（西田いく子君） 議案第 12 号、令和 6 年度太子町介護保険特別会計予算について、意見をつけて賛成の討論をいたします。

2000 年から始まった介護保険制度は、介護報酬の連続削減、1 割負担の利用料の 2 割、3 割への引上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援 1、2 の訪問・通所介護の保険給付外し、要介護 1、2 の特養入所からの締め出しなど、介護現場の苦難に拍車をかけ、利用者、家族の負担を増やし、介護サービスを受けにくくする制度改悪が続けられてきた中で、介護の基盤が脆弱になっています。

年金平均受給月額が 2000 年には 17 万 5 千 8 6 5 円だったのが 2019 年には 14 万 4 千 2 6 8 円とマイナス 3 万 1 千 5 9 7 円、17.9%も下がる中、介護保険料の全国平均基準月額は第 1 期では 2 千 9 1 1 円だったものが第 8 期には 6 千 1 4 円へと 2.07 倍にもなりました。太子町でも基準月額は第 1 期 2 千 9 2 5 円からこの第 9 期には 6 千 3 8 0 円と 2.18 倍です。2040 年の全国平均が約 9 千 2 0 0 円になると推計されており、全国平均より高い大阪府の太子町なら、2040 年には基準額が 1 万円を超えているかもしれません。保険あって介護なしの状態が年々深刻さを増しています。

太子町では、これまで据え置いたことがありましたが、保険料基準額を下げたことはありませんでした。準備基金を全額保険料引下げに充て、第 9 期では基準額で 1000 円とはいえ値下げしたことに対し、評価をいたします。また、そのために国基準を上回る段階を設定もしました。それでも介護保険料は高過ぎます。

基準額以下の世帯では、第8期よりも保険料は下がっていますが、第10段階以上で保険料が高くなった方もいらっしゃいます。保険あって介護なしの状況が国の悪政によって更に進められようとしています。

2024年度の介護報酬は、全体では1.59%増です。しかし、訪問介護は食事介助やおむつ交換などの身体介護も、掃除や買物、調理などの生活援助も、2から3%減額です。ホームヘルパーは、2022年に有効求人倍率が1.5倍を超える異常な人手不足に陥っています。そのため、事業所の倒産が増えています。介護事業の中でも、特に訪問介護の人手不足が深刻だそうで、事業所が減って、サービスを受けることができなくなるのではないかと不安が広がっています。

このように、国は更なる社会保障費の削減、介護保険の改悪を狙っています。太子町として、国・府に公費負担で保険料、利用料を引き下げることがを要望してください。第9期で保険料の基準額を下げることができても、制度の仕組みが変わらない限り、一自治体の努力だけで保険料を抑えられるわけもなく、今後保険料が上昇するのは火を見るより明かです。安心して利用できる介護制度を強く求め、意見をつけて賛成の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第12号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、令和6年度太子町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号について討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。藤井議員。

○4番（藤井千代美君） 議案第13号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

75歳以上の平均収入は過半数以上が150万円未満で、ほとんどの高齢者の暮らし

は大変です。

ところが、後期高齢者医療制度では、２０２２年１０月から７５歳以上で一定の所得がある高齢者の医療費窓口負担は１割から２割へと２倍になり、約２割の高齢者が対象になりました。

高齢高額所得者だけではなく、単身で年金収入２００万円以上、２人暮らしで３２０万円以上の世帯が２割負担の対象です。物価高騰や年金収入が減らされ、暮らしが大変苦しいという声上がる中で、高齢者を更に追い詰めるもので、この負担増は長生きへのペナルティとも言える大改悪でした。

更に、健康保険法等改定されたことにより、年収が１５３万円を超える７５歳以上の後期高齢者の医療保険料が大幅に引き上げられました。月１３万円の年金暮らしの高齢者に生活に余裕などありません。岸田首相は、２０３０年度時点での負担率は現行制度で１３．３４％、見直し案では１４．０６％になる見込みだと明かしています。物価高騰の下、年金は目減りし、高齢者の受診抑制が懸念されます。高齢者の多くは定期的に受診が必要な病気を抱え、貯蓄や生活費を削り、何とか受診しており、過重な保険料をこれ以上引き上げることは命を脅かすもので、到底容認できません。

第９期では、１人当たり平均保険料９万５千６６６円です。後期高齢者医療保険料は値上がりし続けています。重大なのは、高齢者への負担増は後期高齢者医療保険医療増だけにとどまらないことで、介護保険料も上昇しており、本来は命を守る社会保障が高齢者の暮らしを圧迫し、命を脅かしています。今後、介護保険では２割負担の対象は後期高齢者医療制度と横並びにすることも検討されており、多くの高齢者が医療費も介護保険も２割負担を強いられることも否定できない状況に置かれようとしています。

コロナ感染症は、５類になったとはいえ収束に至っていません。コロナ禍の下、国民の命と健康、生活をどう守るのが今政治に最も問われている重要課題です。とりわけ、重症化リスクが高く、ほかの疾病も含めて死者が増大している高齢者に対しては、最後まで人格が保障され、生存のために様々な支援が必要です。

７５歳以上の人を後期高齢者として７４歳以下の人と切り離し、多くの病気を抱えるハイリスクの高齢者だけを一まとめにした世界に例を見ない高齢者いじめの制度は廃止し、お金の心配なく医療にかかることができる制度への転換を求め、反対の討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

討論を許します。森田議員。

○5番（森田忠彦君） 議案第13号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について高齢者世代と現役世代の公平な負担により経済的な格差が健康面への影響を与えないよう創設された制度で、本特別会計につきましては、本制度における保険料などを区分して経理するために設置されております。

令和6年度予算案では、現行の法制度による広域連合と市町村の役割分担に基づき、広域連合が定める所定の保険料率により保険料や広域連合納付金が計上されているほか、一般会計からの繰入金を財源として必要な事務経費が適切に計上されております。

更に、令和6年度は2年ごとの保険料率の改定の年ではありますが、保険料率や賦課限度額の見直しにおいて経過措置を設けることで世代間の負担の公平性に配慮した予算となっております。

今後も団塊の世代が本制度へと移行することにより更なる医療ニーズの増加が予想されます。国や府の動向の注視や制度の円滑な運営の努力はもちろんのこと、健診など予防についても注力し、将来の医療費負担の軽減に努めていただきますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（山田 強君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（山田 強君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第13号、令和6年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 14 号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号、令和 6 年度太子町下水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、請願第 1 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第 1 号を委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立 6 名・反対 3 名〕

○議長（山田 強君） 起立 6 名、反対 3 名。起立多数でございます。

よって、請願第 1 号、高齢者の加齢性難聴の補聴器購入に対する公的補助制度の創設に関する請願は原案のとおり採択されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第 16、議案第 15 号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第 15 号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国民健康保険法施行令及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行などに伴い、保険料賦課限度額を大阪府内市町村の統一基準に改めるほか、政令軽減の所得判定基準額の変更、保険料等の端数処理に関する事務運用の統一及び後期高齢者医療制度の創設に伴い廃止された退職者医療制度の経過措置が令和 6 年 3 月末をもって終了するため、太子町国民健康保険条例に必要な改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、議案書の 5 枚目の新旧対照表をお願いいたします。

まず、第 10 条の 2 は保険料の賦課額に関する規定で、基礎賦課額及び後期高齢者支

援金等賦課額、介護納付金賦課額で構成される保険料賦課額に端数が生じた場合の事務運用を大阪府内で統一するため、１０円未満切捨てを１円未満切捨てに改めるものでございます。

次に、第１０条の３は、保険料率の算定の基礎となる基礎賦課総額に関する規定となっており、今回の退職者医療制度の廃止に伴い、関係部分の削除を行っております。

２頁おめくりいただきまして、１６分の３頁をお願いいたします。

第１１条は保険料の医療分である基礎賦課額に関する規定で、退職者医療制度の廃止に伴い、被保険者に退職と一般の区分がなくなることから、一般被保険者を被保険者に改めるほか、退職者医療制度に関する部分の削除を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第１２条は基礎賦課額のうち所得割に関する規定となっており、退職者医療制度の廃止に伴い、一般被保険者を被保険者に改める改正を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第１４条は基礎賦課額の保険料率に関する規定となっており、こちらも退職者医療制度の廃止に伴い、一般被保険者を被保険者に改めるほか、退職者医療制度に係る部分の削除を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第１４条の２から第１４条の５につきましては、退職被保険者等に関する基礎賦課額や所得割、均等割、平等割に関する規定であることから、退職者医療制度の廃止に伴い、削除いたしております。

次の頁をお願いいたします。

第１４条の６は基礎賦課限度額の規定となっており、こちらにつきましても退職者医療制度に関する部分の削除を行っております。

また、第１４条の６の２は、後期高齢者支援金等賦課総額の規定となっており、先ほどの第１０条の３の基礎賦課総額と同様の改正を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第１４条の６の３から第１４条の６の５は、後期高齢者支援金等に係る賦課額及び所得割並びに保険料率に関する規定となっており、それぞれ先ほどの基礎賦課額と同様の改正を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第14条の6の6から第14条の6の9までは、退職被保険者等の後期高齢者支援金等に係る保険料の賦課額や所得割、均等割、平等割に関する規定となっており、こちらにつきましても、退職者医療制度の廃止に伴い、削除いたしております。

次の頁をお願いいたします。

第14条の6の10は、後期高齢者支援金等分の保険料賦課限度額の規定となっており、退職者医療制度の廃止に伴う関係部分の削除に加え、賦課限度額をこれまでの20万円から22万円に引き上げる改正を行っております。

次に、第14条の7は、介護納付金分保険料の賦課総額に関する規定となっており、退職者医療制度の廃止に伴う今回の国民健康保険法の改正により病床転換支援金の経過措置等の規定に生じた条ずれに対応するための改正を行っております。

また、第14条の10は、介護納付金賦課額の保険料率に関する規定となっており、大阪府内市町村における事務運用統一のための端数処理の改正を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第17条は、年度途中の被保険者の異動に伴う保険料の月割減額に関する規定となっており、今回の退職者医療制度の廃止により本条例から削除される条の条番号等の整理のための改正を行っております。

次の頁をお願いいたします。

第20条の2は、低所得者の保険料の軽減、いわゆる政令軽減に関する規定となっており、5割軽減の所得判定に用いる基準額をこれまでの29万円から29万5千円に改めるほか、2割軽減の基準額を53万5千円から54万5千円に改めるなどの改正を行っております。

次に、2頁おめくりいただきまして、16分の14頁をお願いいたします。

第20条の4及び次の頁の第20条の5は、それぞれ未就学児の均等割保険料の減額及び出産を予定する出産被保険者の保険料の減額に関する規定となっており、今回の退職者医療制度の廃止や賦課限度額の引上げによる条番号や金額の整理等のための改正を行っております。

次に、議案書4枚目にお戻りいただきまして、附則でございます。

まず、第1条の施行期日でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。

また、第2条では、この条例による第6章（保険料）の規定は、令和6年度以降の年

度分の保険料について適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとする経過措置を設けております。

議案第１５号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由及び内容の説明は、以上でございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第１５号は、会議規則第３９条第２項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第１５号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１５号、太子町国民健康保険条例中改正の件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第１７、議案第１６号、令和５年度太子町一般会計補正予算（第１３号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第16号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第13号）」の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、子ども医療費の助成に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ625万4千円を追加し、総額を69億3千865万円とするものでございます。

第2条繰越明許費でございます。4頁の第2表でございます。

既定の予算の戸籍住民登録事業に係る経費につきましては、年度内にその支出が終わらない見込みであるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費として措置してございます。

続きまして、10頁、11頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、7目子ども医療助成費、補正額625万4千円は、事業別区分1、子ども医療費助成事業の19節扶助費で、子ども医療助成費でございます。

続きまして、歳入でございます。8頁、9頁をお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金、補正額40万3千円は、2節福祉医療費補助金の乳幼児医療費公費負担事業費補助金でございます。

続きまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額585万1千円は、1節財政調整基金繰入金で、財源調整として財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第16号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、令和5年度太子町一般会計補正予算（第13号）は原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 次に、日程第18、議員提出議案第1号、太子町議会政務活動費の交付に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

森田議員。

〔5番 森田忠彦君 登壇〕

○5番（森田忠彦君） 議員提出議案第1号、太子町議会政務活動費の交付に関する条例中改正の件について、提案理由を申し上げます。

まず、提出者は私、森田でございます。賛成者は斧田議員、建石議員、西田議員、藤井議員、村井議員、辻本博之議員、辻本馨議員、中村議員でございます。

提案理由は、政務活動費の収支報告書を提出する際、その根拠を明確にするため領収書を添付しているが、一部の領収書が現行の提出期限では間に合わないことから、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、本改正につきましては、全議員に協議したものですので、改正内容についての説明は割愛させていただきます。

○議長（山田 強君） ただいま提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号は、全議員賛成の下に提出されておりますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託、質疑並びに討論を省略することにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。よって、委員会付託、質疑並びに討論を省略いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（山田 強君） 日程第19、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長及び地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田 強君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全て終了し、令和6年第1回定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ここで、大阪府より本町の副町長に就任いただいております齋藤副町長が3月末で大阪府に復職されます。この2年間、本町にいろいろとご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今後、大阪府に戻られましても、ますますのご活躍を心から祈念申し上げます。

本定例会が最後の場となりますので、ここで発言を許します。

副町長。

○副町長（齋藤健吾君） 長時間にわたりますご審議でお疲れのところ、退任のご挨拶を申し上げる機会をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

この度、3月31日をもちまして副町長を退任し、大阪府に戻ることになりました。

2年前の3月25日にこの本会議で選任のご同意をいただき、緊張してご挨拶をさせていただいたことが昨日のように思い出されます。

それから2年、あっという間に月日が過ぎた思いですが、この間、本町の一員としてこれまで経験したことのないような重責の下、町の仕事に微力ながら携わることができましたことは、私自身大変勉強になり、充実した毎日でございました。これもひとえに田中町長のご指導、ご理解、そして町議会の議員の皆様からの温かい励まし、ご指導のたまものと深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

私が就任させていただきました1年目の令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残り、行動制限を伴う感染症対策の徹底が求められた時期でございました。本町においても、コロナワクチンの集団接種を行うとともに、このコロナ禍で影響を受けた住民の皆さんの生活支援や事業者支援などが喫緊の課題となり、取り組みました。

こうしたコロナ対策を継続しながらも、徐々にではありますが、ウィズコロナの下、段階的に行事やイベントが開催できるようになり、3年ぶりとなるふれあいT A I S H I、ワールドカップサッカー日本戦のパブリックビューイング、文化芸術イベントの開催など、太子町のにぎわいの復活に微力ながら携わらせていただきました。

2年目の令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられまして、社会経済活動が平常化しましたが、こうした中で起こった金剛バス廃止の問題は衝撃的な出来事でした。町からバス路線がなくなるという影響の大きさだけでなく、路線廃止までの時間的猶予のなさに途方に暮れました。

その後、担当職員の奮闘に加え、近隣市町村との公共交通活性化協議会や町の地域公共交通会議で精力的なご議論を重ねていただいて、議員の皆様からも様々なご意見、ご提案を頂戴することで、代替交通バスの運行にこぎつけることができました。バスがなくなれば生活が不便になり困るという住民の皆さんの切実な思いに少しはお応えすることができたのではないかなというふうに感じています。

金剛バスの問題は利用客減少による経営難や運転手不足などが原因でございましたが、人口減少や少子高齢化といった本町が抱える課題が先回りして顕在化したような問題でした。今後日本全体で人口減少が確実に進む中で、町の行政運営も税収減や社会保障経費の増大など、住民サービスを維持していく上で厳しさが増していくことが予想されます。引き続き、課題に向かってしっかりと取り組んでいく必要があると考えます。

この２年間で私が感じた太子町は、自然と歴史に恵まれコンパクトな町、住民と役場の近さ、そして何よりも住民の皆さんの町への誇りと強い愛着、活発で多彩な住民の皆さんの活動があることです。本町にはこうしたかけがえのない資源があり、こうした資源に裏打ちされた行政は、まさに地方自治の原点のように感じました。このような太子町、田中町長をはじめ議員の皆様、職員や住民の皆様と出会い、共に仕事をさせていただいたことは、今後の私の人生にとって財産であります。

同時に、ご指導いただいた多くの皆様に対して、この場をお借りしまして、心よりお礼を申し上げます。

大阪府に戻りましても、町の発展のために微力を尽くさせていただくことをお誓い申し上げ、お返しができればなというふうに思っております。

最後に、町の更なる発展と議員の皆様のますますのご健勝、ご活躍、そして職員の皆様の一層の奮闘をお祈り申し上げ、退任に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（山田 強君） 閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和６年第１回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る３月１日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして、原案どおりご議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年５月の新型コロナウイルス感染症の５類移行後、日本経済は緩やかな回復傾向にあると見られており、行動制限の緩和や円安を背景としたサービス産業や輸出産業を中心とした好調な企業業績やウクライナ情勢の影響などによる歴史的な物価高騰により、大企業の賃上げは約３０年ぶりの高水準となった昨年を上回る勢いとなっております。他方、全国的に進行する少子高齢化や人口減少に加え、コロナ禍を通じた多様な働き方とライフスタイルの変容、更には自然災害の激甚化等により、社会は大きな転換期を迎えております。

このような社会情勢の中、本町はこれまでの総合計画に掲げた施策や事業を着実に推進するとともに、歳出経費の抑制とふるさと納税などの自主財源の確保に努めながら借金に当たる町債の残高を着実に減らすなど、健全な行財政運営を行ってまいりました。

一方で、2町1村未来協議会において作成した、地域の未来予測による最新の人口シミュレーションでは、今後、更なる高齢化、年少人口及び生産年齢人口の減少が予測されており、これまでも増して基礎自治機能と行財政基盤の充実と強化が急務となっております。

このような本町を取り巻く厳しい状況や時代の変化に対応し、持続可能な地域社会と私のスローガンである「笑顔あふれる太子町に！」を実現していくためには、これまで積み上げてきた取組とその成果を基礎として、未来にあるべき太子町の姿を見据えながら山積する行政課題にしっかりと取り組む必要があることから、来期についても引き続き町政のかじ取りを担わせていただき、新たな時代への歩みを進めてまいりたいと、改めて決意を強くしたところでございます。

さて、先ほどご挨拶いただきました齋藤副町長がこの3月末日をもって大阪府に戻れることとなります。齋藤副町長におかれましては、この2年間、本町のため多大なるご尽力をいただきましたことに心よりお礼を申し上げますとともに、今後とも本町と大阪府の橋渡し役として連携強化にご尽力いただければ幸いです。

最後になりますが、ここ数日は寒い日が続きましたが、少しずつ春の訪れを感じられる季節となりました。議員の皆様におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分ご留意いただき、引き続き本町の発展のためご活躍いただきますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（山田 強君） 去る3月1日に開会して以来、本日までの22日間、提出されました議案につきまして慎重に審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議、あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和6年第1回太子町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。これにて散会いたします。

（午前11時08分 閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長

山 田 強

太子町議会議員

斧 田 秀 明

太子町議会議員

建 石 良 明